

『古今著聞集』卷第五「和歌第六」を読む(2)

谷 知子(代表者)

繩手 聖子・金井由貴子・伊藤 香弥・蔡 雅如

肥後 陽子・大江あい子・堀江マサ子

本稿は、宮内庁書陵部蔵『古今著聞集』巻第五「和歌第六」一六〇～一七六を大学院演習にて講読した注釈ノートである。現代語訳・語釈・解説を施した。各箇所を担当は、一六〇・一六八繩手聖子(本学人文科学研究所日本文学専攻博士後期課程)、一六一・一七二・一七四・一七五金井由貴子(本学人文科学研究所日本文学専攻博士後期課程)、一六二・一七〇伊藤香弥(本学人文科学研究所日本文学専攻博士前期課程)一六三・一六九・一七三蔡雅如(本学人文科学研究所日本文学専攻博士後期課程)、一六四肥後陽子(元本学人文科学研究所日本文学専攻博士後期課程)、一六五・一七一・一七六大江あい子(本学人文科学研究所日本文学専攻博士後期課程)、一六六堀江マサ子(本学人文科学研究所日本文学専攻博士後期課程)、一六七谷知子(本学文学部日本文学科教授)、である。

一六〇 二条天皇中将家通に仰せて承香殿の梅を中宮御方の内侍に賜ひ連歌の事

〔本文〕

長寛の比、六角左衛門督家通中将にて侍りけるに仰せられて、承香殿の梅をおらせられて、中宮の御方へまいらせられて、内侍にたまはせけり。「ゆきてみねどおりてみるよしを申べし」と仰られければ、則もてまいりて、其由申ければ、御返し、

色も香もえならぬ梅の花なれや

家通朝臣歸りまいり、此よしを奏しければ、やがて御返事つかまつるべきよし、おほせられければ、

にほひは千世もかはらざらん

〔現代語訳〕

長寛の頃、六角左衛門督家通が中将だった時に（帝が）ご命令して、承香殿の梅を折らせなさって、中宮の御方（育子）へ差し上げなさるということ、内侍に（家通を介して）お託しになった。（帝は）「梅の木のもとへ出かけて見ているが、（枝を）折って見るという趣を詠むように」と仰せられたので、（内侍が中宮に）すぐに持って差し上げて、その事を申し上げたところ、（中宮の）御返しの歌、

枝もついでないが、色も香も言葉で言い表せないほどに素晴らしい梅の花だなあ

家通朝臣は帰って参上して、（帝に）このことを申し上げたところ、すぐに（代わりに）御返しの歌を詠むように、仰られたので、

匂うような梅の美しさは千世も変わらないでほしい

〔語釈〕

○長寛 一一六三～六五年。二条天皇の御代。○六角左衛門督家通 藤原家通。康治二年（一一四三）生、文治三年（一一八七）十一月一日没。父は藤原忠基、母は大納言源師頼女。大納言藤原重通の養子。永暦元年（一一六〇）に右

中将となり、長寛二年(一一六四)には二条天皇の藏人頭となる。左衛門督になったのは、後の文治二年(一一八六)。六角小路に邸宅を有していたので、六角と号した。笛の名手で、『玉葉』に「頗携糸竹、久任公庭」とある。歌才もあり『千載集』(七四三・七七五)、『新古今集』(一一二四・一四八八)に各二首入集した。○承香殿 平安京内裏の殿舎の一つ。内裏中央、仁寿殿の北、常寧殿の南にあった。御遊・内宴が行われた。○中宮の御方 ↓一五九(『フェリス大学院文学部紀要』第四七号、二〇一二年三月)参照。応保二年(一一六二)二月十九日、藤原育子は入内二か月で中宮となる。○内侍 内侍司に詰める女官で女院・太后・中宮などに仕え、内務を司った。○色も香も 折り取った梅枝を詠んだ例に「よそにのみあはれとぞ見し梅の花あかぬ色香は折りてなりけり」(古今集・春歌上・三七・素性法師)、「君ならで誰にか見せむ梅の花色をも香をも知る人ぞ知る」(古今集・春歌上・三八・紀友則)がある。二首とも色と香で梅の美しさを表現し、梅の花を折って人に贈るという趣向も本話と共通している。○えならぬ 「えならぬ」は、「枝」との掛詞。管見の限りでは、和歌には「えならぬ」の掛詞の用例はないが、俳諧的に使われた可能性がある。○花なれや 「や」は詠嘆。「花なれや」で上句と下句を繋いだ例に「雪積みて木も分かず咲く花なれやときはの松も見えぬなりけり」(山家集・雑・一三六一)がある。○にほひは千世もかはらざらん 梅の色と香を讃えた中宮の上句に対して詠んだ家通の下句。「匂ふ」は花が美しく咲いて匂うことで、「色も香も昔の濃さに匂へども植えけむ人の影ぞ恋しき」(古今集・哀傷歌・八五一・紀貫之)のように詠まれた。「にほひ」は、梅の花だけでなく中宮の美しさも指しているか。梅と中宮の美しさが千代に続くようにと祝意をこめた。梅が永く咲くことを詠む歌は、「九重に八重咲く梅の今年より万代へても匂ふばかりぞ」(匡房集・春二十九首・九)がある。

(繩手聖子)

一六一 頭中將家通頭亮邦綱の使を留めて返事の事

〔本文〕

永萬元年九月十四日、五更にをよびて、頭亮の書札とて、かみやがみにたてぶみたる文を、頭中將家通朝臣のもとへもてきたりけり。ひらきてみれば、紅の薄様に歌を書たり。

名に高きすぎぬる夜はに照まさる今夜の月を君はみじとや

築前内侍・伊與内侍などのしはぎにや、其使返事をとらで、にげ歸らんとしけるを、侍どもさとりて、門をさしていださず。やがて紅のうすやうに返しをかきてたまはせける、

いかでかはふせやにとてもくまもなきこよひの月をながめざるべき

かくなんかきて、もとのごとくかみやがみにたてぶみて、使にかへしたびて、「月をも御らんせで、御よるなれば、この御ふみまいらするにをよばず。もし急事ならば、あすもてまいれ」といはせて返しければ、使しふるけしきながら、もて歸にけり。いと興あることなりかし。

〔現代語訳〕

永万元年（一一六五）九月十四日、五更になって、（使いが）頭の亮の書状だといって、紙屋紙で立文の形式に包んだ手紙を、頭中將家通朝臣のもとへ持ってきた。開いて見ると、紅の薄様に歌が書かれていた。

有名な過ぎ去った夜半の月（八月十五夜の月）にもまして照り輝いている今夜の名月も見ずに、あなたは寝てしまつたのですか。

筑前の内侍、伊予の内侍などのしわざであろうか、その使いが返事を手にしないで、逃げ帰ろうとしたのを、侍たちが気づいて、門を閉ざして外へ出さなかった。やがて紅の薄様に返しとして書いてお渡しになられた（歌）、

どうして軒が低い伏屋にだつて陰りなく照り輝いている今夜の名月を、眺めないで寝ていることがあるでしょうか。このように書いて、もとのように紙屋紙で立文の形式に包んで、使いにお返事をお与えになり、（家通は）「十五夜に

も優るような美しい)月も見ないで、おやすみになっていたので、この文を差し上げることができませんでした。もし急ぎの事であれば、明日持って参りなさい。」と(家来に)言わせて返した。使いはためらった様子そのまま、持って帰った。とても趣のあることよ。

〔語釈〕

○永萬元年 一一六五年。六条天皇の時代。○五更 今の午前四時頃、およびその前後約二時間。寅の刻にあたる。○書札 書状。手紙。○頭亮 藏人頭で中宮亮を兼ねている者。ここでは藤原邦綱。邦綱は右馬権助藤原盛国男。母は散位藤原公長女。保安三年(一一二二)生、治承五年(一一八一)没。男に平清盛の養子となった清邦がおり、三人の女は六条・高倉・安徳の乳母となった。また、自身は国守を歴任して富を蓄え、摂関家の藤原忠通・基実父子の家司を務めることによって、天皇家・摂関家・武家の三大勢力と緊密な関係を結んだ。その死に際し、藤原兼実は『玉葉』(養和元年閏二月二三日条)に「雖出自卑賤、其心広大也、天下諸人不論貴賤、以其経営偏為身之大事、因茲衆人莫不惜」と書き記している。○紙屋紙 平安時代以降、京都の紙屋川のほとりの紙屋院で造られた漉き返しの紙。平安時代には上質の美しい紙とされたが、末期になるともっぱら漉き返した薄墨色のものを製したので、宿紙の別名のようになった。特に繪旨はこの紙を用いて書かれることになっていたので繪旨紙ともいう。○たてぶみたる 立文の形式に包んで。立文とは正式の書状のこと。○頭中将家通朝臣 ↓一六〇参照。○紅の薄様 薄様は、雁皮で薄く漉いた鳥の子紙のこと。紅の薄様とは、襲の色目の名で、上から下へ紅色を次第に薄く匂わしたもので、『源氏物語』「浮舟」において、浮舟が匂宮に送った手紙が紅の薄様であることからわかるように、女性が多く愛用した。○名に高きすぎぬる夜はに照まさる今夜の月を君はみじとや 名に高き月とは八月十五夜のことで、「名に高きこよひの月を見るほどや心のうちのはれまなるらん」(『顕輔集』六六)や「名に高き天つみそらの月だにも入る山の端はえこそはなれね」(『出観集』三八一)のように詠じられた。○築前内侍 未詳。○伊與内侍 藤原説子。父は、対馬守・下野権守であった源親弘、兄弟に待賢門院判官代基重、高倉院判官代親満等がある。保延五年(一一三九)生、安元元年(一一七五)没。平治の乱に際し、

二条天皇の内裏脱出に助力したことが『愚管抄』巻五によって知られる。その後も六条天皇、高倉天皇に仕え、従四位下に叙される(『兵範記』仁安三年正月八日条)が、疱瘡によって三七歳で没する(『山槐記』安元元年八月一〇日条)。「愚管抄」(『大系』)の補注にもあるように、地方武士出身の内侍としての行実が判明している点は注目に値する。○いかでかはふせやにとてもくまもなきこよひの月をながめざるべき「ふせや」は地面に伏せたように軒が低く小さな家のこと。多くは貧しい人のみすばらしい家をいう。『綺語抄』に、「ふせや あしきやをいふ。しづのふせやなどよめり」とあり、「卯花の垣根とのみや思はまし賤のふせやに煙たたずは」(『千載集』夏・一四四・藤原敦経)のように詠まれた。○返しければ 底本は「返しけれ」。ここでは、流布版本「返しければ」に従う。○しづるけしき 心理的なこだわりを感じてためらう様子。いやがる様子。ここでは、家来が返事をもらえずしづる気色だった。

〔解説〕

藤原邦綱は、『平家物語』巻六「祇園女御」において、「この大臣はさせる文才、詩歌うるはしうはおはせざりしかども」と記されているように、詩歌に優れてはいなかった。一方、家通は、『千載集』『新古今集』に二首ずつ入集していることからわかるように、歌の才能に恵まれていた。

この話では、邦綱の書状と称された歌が家通に贈られてくるが、家通は邦綱が詩歌に優れてはいることを周知していたはずである。さらに、歌が女性の愛用した紅の薄様に書かれていたことから、贈り主が筑前の内侍、あるいは伊予の内侍なのではないかと、すぐさま想起している。

そこで、実際は歌に目を通したのだが、書状を元の形式に戻し、歌の内容をふまえた言葉を添えてこれを家来に返させるというウィットに富んだやりとりが「いと興あることなりかし」と評されているのだろう。

(金井 由貴子)

一六二 いろは連歌に小侍従難句を附くる事并びに大進將監貞度が附句の事

〔本文〕

同御時の事にや、いろはの連歌ありけるに、たれとかやが句に、

うれしかるらむ千秋萬歳

としたりけるに、此次句にあもじにやつくべきにて侍る。ゆ、しき難句にて人々あんじわづらひけるに、小侍従つけ、

ゐはこよひあすは子日とかぞへつ、

家隆卿の家にて、この連歌侍りけるに、

ぬれにけりしほくむ海士のふぢ衣

大進將監貞度といふ小さぶらひつけ侍りける、

るきゆく風にほしてけるかな

人々とよみて、るきゆく風をわらひければ、「さも候はずとよ。ぬもじの次はるもじにて候へば、かくつかうまつりて候。なに難か候べき」とちんじたりけるに、いよくわらひけり。小侍従がもどきの句といひつべし。

〔現代語訳〕

同じ御代の事で、いろはの連歌があつたときに、誰かの句に

うれしいことでしょう、千秋万歳(と続くことは)

としたのを、この(う文字の)次の句にはる文字で付けるべきでしょうか。大変な難句で人々が考えあぐねていたところ、小侍従がつけた(句)、

亥の日は今宵、明日は子の日と数えつつ

家隆卿の家で、この(いろは)連歌がありましたときに、

ぬれてしまったことだ、海水を汲む海士の衣は

大進將監貞度という身分の低い侍がつけました(句)、

るきゆく(ふきゆく) 風で乾かしていたことだ

人々は騒ぎたてて、るきゆく風を笑うと、「おかしなはずはありませんよ。ぬ文字の次はる文字でございますから、このように申し上げたのです。何の欠点がありますか」と言い訳をしたので、(人々は)ますます笑った。小侍従に似て非なる句ということができよう。

〔語釈〕

○同御時 六条天皇の時代。↓一六一参照。○いろはの連歌 いろは四十七文字の各字を順字に句頭に置いて続けていく鎖連歌。鎖連歌とは五七五―七七―七七―五七五と長句・短句を交互に詠みつないでいく長連歌のことである。いろは連歌のように各句の頭に決まった文字を置いて詠み続けていくのを「冠字連歌」という。連歌を詠むうえの制限を連歌用語で「賦物」といい、「冠字」は最も初期に登場した賦物である。光田和伸氏(『文学』岩波書店、九・一〇月号、二〇〇二、所収「連歌の正体」)は、「鎖連歌では、向かい合う二句の間に対立は必ずしも求められない。それは所定の制約を巧みにしのご手際の冴えと、変転する一種の物語性の面白さを尊重する。用具は一切不要であるから、例えばサロンにおける暇つぶしのゲームとして、これほど詠え向きのものはない。」と述べている。この小侍従がつけたいろは連歌は現存最古の例である。○千秋萬歳 千年万年。いつまでも変わらずに続くこと。和歌では原則として使用する言葉は和語に限られるが、連歌では漢語の使用に寛容であった。○小侍従 石清水八幡宮別当紀光清女。母は花園左大臣家女房小大進(菅原在良女)。生没年は未詳。一時期、中納言藤原伊実と結婚。太皇太后宮小侍従・待宵の小侍従とも。近衛天皇中宮多子に出仕。永暦元年(一一六〇)、多子が二条天皇に召され再度入内した後も仕えた。高倉天皇の内裏にも出仕した後、治承三年(一一七九)に出家。晩年は後鳥羽院歌壇でも活動し、八〇歳を超えるまで作歌活動が続けた。↓〔解説〕参照。○るはこよひあすは子日とかぞへつゝ 十二支の最後の亥から最初の子に戻る。○家隆卿 藤原家隆。「かりゅう」とも。保元三年(一一五八)生、嘉禎三年(一一三三)没。正二位権中納言藤原光隆男。母は太皇

太后宮亮藤原実兼女。藤原信通女との説もある。宮内卿従二位。壬生二品と呼ばれる。和歌所寄人、『新古今集』撰者五人の一人。新古今時代の中心的人物で藤原定家と並び称される。『新古今集』に四三首入集。○ふち衣 藤や葛の織維で織った粗末な衣。身分の低い者が着用した。○大進将監貞度 将監は近衛府の第四等官。従六位上に相当する。禁中の庭で警衛にあたる。『集成』は「大進」を宮内庁書陵部蔵第一本(陵本)により「左近」に改訂。貞度は未詳。○るきゆく風 「ふきゆく」とあるべきところを、苦し紛れに「る」に置き換えたため失笑された。和語にはラ行音節で始まる言葉がない。↓解説参照。○とよみて 大声をあげて騒ぎたてる。○陳じたりける 言い訳をする。釈明をする。

〔解説〕

一、小侍従の贈答歌

小侍従の贈答の答歌の巧みさについては、鴨長明の『無名抄』「大輔・小侍従一雙の事」に「小侍従ははなやかに、目おどろく程の所を読みそふる事のすぐれたりしなり。中にも歌の返事する事は、誰にもすぐれたりなり。「本歌にいへる事の中に、さしもありぬべき所をよくも見つめて、是をかへすこゝろばせの、あふかたきもなきぞ」とぞ、俊恵師は申し侍りし」と見える。この才能が連歌の難しい付句を成功させたか。

二、和歌の冠字「る」

冠字に「る」の文字を用いて詠んだ歌として、源順は『源順集』で「あめつちの歌四十八首」で「るり草の葉に置く露の玉をさへ物思ふ時は涙とぞ見る」(三九)と「るり草(瑠璃草)」という漢語を用いている。小松英雄氏は『いろはうた 日本語史へのいざない』(講談社学術文庫・二〇〇九)で源順の歌について、「和歌の中にそれを詠みこんで、出来る限り抵抗の少ないものを、という努力がよくうかがいとれる。」と述べている。また、藤原定家もいろはを冠字にした「詠四十七首和歌」で「瑠璃の地に夏の色をばかへてけり山のみどりをうつす池水」(『拾遺愚草員外』二二二)と「瑠璃」を用いている。

(伊藤香弥)

一六三 敦頼入道大納言實國を訪ひ和歌を應酬の事

〔本文〕

馬助敦頼、出家の後、すなはち大納言實國のもとへまうでたりけるに、扇にかきつけられ侍ける、

むらさきの雲にちかづくはし鷹はそりてわかばにみゆる也けり

返し、道因法師

はし鷹のわかばにみゆときくにこそそりはてつるはうれしかりけれ

〔現代語訳〕

馬の助敦頼は、出家の後、すぐに大納言實國のもとへ参上した時、扇に書き付けられた(歌)、

紫の雲(仏の来迎)に近づくはし鷹が逸るように、髪を剃ったあなたは、若葉のように若く見えるのであったなあ。

返し、道因法師の(歌)、

はし鷹が逸るようにわたしが若葉のように若く見えると聞くと、完全に剃髪したことをうれしく思います。

〔語釈〕

○敦頼 寛治三年(一〇八九)生。治承三年(一一七九)一〇月一八日の右大臣歌合(一一七九)以後没したと思われる。左馬助(右馬助とも)、鳥羽院文殿衆を経て、のちに出家し、法名を道因と云った。歌道に志が深く執着していた。七、八〇歳まで秀歌が詠めるようにと祈るために、住吉神社まで徒歩で毎月参詣したということは、『無名抄』の第一三一段によって知られる。また、同じ段に俊成がその歌道の志の深さに感心して『千載集』に二〇首を入れたという逸話も見える。実國と関係について、『古事談』「左馬助敦頼、馬部に報復せらるる事」に、馬部らに厩の馬を取られる敦頼が訴えていた先が「主君按察の大納言」で、つまり、実國の祖父藤原実行であるということから、敦頼が三条家の家司で、三条家と深く関わっていたことが知られる。なお、嘉応二年(一一七〇)の実國家歌合にも敦頼が出詠して、二人の親密な関係が窺われる。道因法師のことは、島津忠夫「道因法師考」(『和歌文学研究』第五号、一九五八年一月)↓「島津

忠夫著作集』第七卷、二〇〇五年六月)、植木朝子「道因法師小考―今様との関わりをめぐって」(『和歌文学研究』第七八号、一九九九年六月)に詳しい。○出家の後 道因の名が初めて見えるのは承安二年(一一七二)二月八日の広田社歌合である。出家はこの年以前。○すなはち 「すぐに」の意。この言葉によれば、この出来事は出家の直後、承安二年(一一七二)以前になる。○大納言實國 保延六年(一一四〇)生、寿永二年(一一八三)没。公教の次男。兄弟に実綱と実房らがいる。久安三年(一一四七)叙爵、藏人頭、参議を経て、嘉応二年(一一七〇)権中納言に昇進。この出来事は前述したように承安二年に起こったとすれば、その時の官位は権中納言である。歌人としては、二条天皇歌壇の一員として出発し、嘉応二年が和歌活動の最も活発な時期で、五月二十九日に自邸に歌合を催した。次いで住吉社歌合、建春門院北面歌合、広田社歌合、別雷社歌合にも加わっている。和歌に熱心な一方、笛にも優れて、高倉天皇の師でもあり、神楽も能くしている風雅の人であったという(参考『今鏡』六)。家集『実国集』がある。実国のことについて、石川泰水「藤原実国の生涯と風雅」(『国語と国文学』六二卷一〇号、一九八五年一〇月)と井上宗雄『平安後期歌人伝の研究 増補版』(笠間書院、一九八八年一〇月)に詳しい。○あふぎ 流布本に「大ぎ」とあり、誤写か。扇の絵の心を詠む以外、扇に和歌を書き付けて贈ることは、「また逢ふ」の意味をこめて下向する人に贈るはなむけのような饒別の意味や、『源氏物語』で夕顔が源氏に歌の書いた扇を送ったような風雅の行為の意味をもっている(『源氏物語』夕顔巻)。扇の用例として、「すずしさはいきの松原まさるともそふるあふぎの風な忘れそ」(詞書「隆家帥くだり侍りけるにあふぎ給はすとて」『統詞花集』別・六七六・枇杷殿皇后宮)。○むらさきの雲 紫雲の訳語。念仏行者が臨終の時、仏が乗って來迎する雲。吉兆とされる。仏の來迎に近づいている道因の高齢を意識する言葉。「むらさきの雲」の例、「むらさきの雲ちとさそふことこのねにうき世をはらふ嶺の松風」(『新古今集』釈教・一九三七・聖衆來迎樂・寂蓮)「紫の雲井をねがふ身にしあればかねてむかへを契りこそおけ」(『統千載集』釈教・一〇二六・菅原在良)○はし鷹 普通の鷹より小型。鷹狩に用いる。雌をハイタカ、雄をコノリと区別して、ハシタカを鷹の総称として用いる場合もある。和歌の使用例では、「はしたかの」という枕詞の形が多いが、ここの「はしたか」は縁語「逸る」を導き出すため。

「はしたか」と「逸る」を用いた例は、「やかたをのやがてそりぬるはしたかの手もおよばぬは恋にぞ有りける」（『久安百首』恋二〇首・一二六七・待賢門院）。なお、『集成』では、墨染の僧衣がはし鷹の羽毛の色に似ている。道因の見立とと解釈している。○そりて この「逸る」は手綱から離れて自由に空を飛んでいく意。「逸る」は「はしたか」との縁語で剃髪の際の掛詞。また、世を外れること。出家したことの意味する。鷹が空を自由に飛んでいく「逸る」と出家の「剃る」とにかける用例は、「あらそへば思ひにわぶるあまぐもにまづそる鷹ぞ悲しかける」（『蜻蛉日記』中巻・道綱母）「今はただそらしはてつるはし鷹のいかで雲井のよそにたにみん」（『長方集』恋・一六四）の歌などがある。○わかば 剃つて青々とした頭が若葉（青葉）になぞらえた。『実国集』に収めるこの歌には、「わかえ」とあり、若い枝の「わかえ」から「わかば」に転じたか。

〔解説〕

類話は実国の家集『実国集』にも収めている。『私家集大成』の『師光集』の三九、四〇の歌には同じ本文が見えるが、森本元子氏は「師光集乙本（二四〇五二）に実国集の一部が混入していると逆に、実国集（四九歌〇九二）に師光集の一部が混入している」（『新編国歌大観』解説を参照）といい、『師光集』の三九、四〇の歌を『実国集』からの混入したものと見られる。そのため、ここでは『実国集』の本文だけを挙げることにした。

あつよりかしらおろしてすなはちかく申してきたりしかば、あふぎにかきつけ侍りし
むらさきの雲井ちかづくはしたかはそりてわかえにみゆるなりけり

返し 道因

はしたかのわかえにみゆときくにこそそりはてつるはうれしかりけれ

（『実国集』 六四・六五）

詞書の「あつより」は底本（底本乙類神宮文庫蔵本）のほか、乙類三手文庫蔵本乙では、「あつまより」（『源師光集』三九）とある。『古今著聞集』の記載と異なり、実国と道因の贈答歌が「そりてわかえに」と「はしたかのわかえ」と

なっている。

この詞書によれば、これは出家したばかりの道因が尾張国から戻ってきた時の出来事だろう。鈴木徳男氏の「傀儡あこ丸と道因法師」(再刊『季刊 ぐんしよ』二五号、一九九五年七月)によれば、出家前、俗名敦頼が尾張国に下向したことがあるという。また、『千載集』の五二一番歌の詞書「尾張国にするよしありてしばし侍りけるころ、人のもとより、都のことはわすれぬるかといひて侍りければ、つかはしける」からも道因と尾張国の関わりの深さが窺われる。敦頼の出家したことを聞いて歌をよせた人は、ほかに殷富門院大輔がいる。

むまのすけあつより、ほうしになりぬとき、て、つかはし、
やそぢまでむすぶもとゆひをときすて、こ、のしなくさはなをねがふや

(『殷富門院大輔集』 雑・一七九)

(蔡雅如)

一六四 瞻西上人雲居寺を造畢の事並びに和歌曼陀羅の事

〔本文〕

祭主神祇伯親定、伊勢國いほでといふ所に堂をたて、瞻西上人を請じて供養をとげり。其布施にてぞ雲居寺をば造畢せられける。彼上人歌をこのまれば、時の歌よみつねによりあひて、和歌の會ありけり。和歌の曼陀羅を圖繪して、過去七佛を書たてまつり、又卅六人の名字をかきあらはせり。又「諸惡莫作、衆善奉行」の文を、銘にか、れたり。色紙形あり、義房公ぞ清書したまひける。又件曼陀羅は本寺の重寶にてあるべきを、いかなりける事にか、神祇大副親仲造宮の時、子息土佐權守親經がもとへうりてきたれりけるを、錢廿貫にて買とめてけり。相傳して親守入道がもとにあり。建長元年九月、外宮遷宮に予參向の時、此曼陀羅をこひ出して、をがみたてまつりて記レ之也。

〔現代語訳〕

祭主で神祇伯であった親定は、伊勢国の岩出という所に堂を建立し、瞻西上人を懇請して（落成の）供養を遂げた。その（時の親定からの）布施によって（瞻西は）雲居寺を造り終えられた。この（瞻西）上人は歌を好んだので、当時の歌人たちは常に（瞻西のもとに）寄り集まって、和歌会を催した。（ある時、瞻西は）和歌の曼陀羅を凶画して、過去七仏を書き奉り、又（歌仙）三六人の名字を書きあらわした。又「諸悪莫作、衆善奉行」の文を銘に書きつけられた。色紙形があり、義房公が（この和歌曼陀羅を）清書し（て色紙形に書残し）た。又この曼陀羅は本寺（雲居寺）の重宝であるべきなのに、どういったわけか、神祇大副であった親仲が（伊勢大神宮を）造宮の時、子息で土佐権守であった親経のもとへ売りに来たのを、（親経が）銭廿貫で買い留めていた。相伝して（今は）親守入道のもとにある。建長元年九月、外宮（豊受大神宮）遷宮に私（橘成季）が参上した折に、この曼陀羅を（拝見したいと）頼み出して（貰い）、（実物を）拝み奉った（ので）このことを記す。

〔語釈〕

○祭主 神祇官大中臣氏の一人に神宮の政務を総撰させた職。惣官とも称した。その職掌は、『延喜式』伊勢太神宮、幣帛使条に「其年中四度使祭主共」之（下略）」とみえ、祈年祭・月次祭・神嘗祭の四祭に勅使として告刀を奏上し、遷宮祭、臨時の奉射等に神宮祭祀の中樞にあつて奉仕した。○神祇伯 律令官制の神祇官の長官、従四位下相当。神祇の祭祀、祝部・神戸の名籍の管理、大嘗・鎮魂・御巫・卜兆を掌った。○親定 大中臣。長久四年（一〇四三）生、保安三年（一一二二）没。父は祭主従四位上神祇大副輔経。母は従四位上齋宮寮頭大中臣兼興女。天仁元年（一一〇八）には、鳥羽天皇の大嘗会寿詞奏の賞により従三位、天永二年（一一一一）神祇伯となる。○伊勢國いはで 伊勢国度会郡、宮川中流の集落。現在の三重県度会郡玉城町。平安後期の神宮祭主大中臣輔親がこの地に別業を営み、岩出を屋号とした。平安末より伊勢国内に私領を有して下向した祭主家が、室町初めまで代々ここに居館を構えた。○堂 『校註 日本文学大系』頭注には「堂名は岩出寺」とある。親定建立の堂は『古事談』（第五・五〇）の「親定、祈請して造堂す

る所なり【岩出堂なり】と同一の物か。○瞻西上人 出自、生年未詳、大治二年(一一二七)没。天台宗の僧、歌人。後に、雲居寺に止住し雲居寺上人と称された。声明に優れ、説経に巧みで、『永昌記』天治元年(一一二四)四月二日条に「弁説之妙、言泉如レ沸、悲歎之深、落涙難レ抑」とある。能説と浄土行で知られ、貴賤庶民の帰依を得た。和歌を好み、和歌曼陀羅を図絵し、和歌と仏教との交流に業績を遺した。しばしば雲居寺に歌合を催した。『金葉集』以下の勅撰集二一首入集。和歌史上における瞻西上人像については、小熊幸「瞻西上人とその周辺―雲居寺に集う歌人たち―」(『国文学論考』第二三三号、一九八七年三月)に詳しい。○雲居寺 『拾芥抄』に「雲居寺 花園ノ向、祇園ノ南」と記される。京都市東山区下河原町にあつた寺で、高台寺の門前に旧跡がある。菅野真道が桓武天皇の菩提を弔うために八坂郷の地に道場を創建、八坂寺に接していたため八坂東院と呼ばれたことに始まる。後に浄土宗を兼ねた。平安時代末期に瞻西が止住し、説法を鼓吹。『百鍊抄』天治元年(一一二四)七月一九日条に「瞻西上人於雲居寺、供養金色八丈阿弥陀如来像、貴賤結縁、撰政書額、号証応弥陀院」と記され、瞻西が金色の阿弥陀大仏を造つて雲居寺に安置し、堂を証応弥陀院と称したことが知られる。本話からは衰微していた雲居寺を瞻西が再興したと考えられ、『本朝高僧伝』も瞻西について「天治初年開雲居寺」と記す。↓解説参照。○時の歌よみつねによりあひて、和歌の會ありけり 雲居寺における歌合で殊に著名なのは、永久四年(一一一六)八月に主催者瞻西、判者藤原基俊で催された、「雲居寺結縁後後宴歌合」である。○和歌の曼陀羅 過去七仏に歌仙の名字を交えて図絵したもの。山田昭全「『和歌講式』二題」(『大正大学研究紀要』五五号、一九七〇年三月)参照。これは歌神住吉明神の本地たる高貴徳王菩薩を中尊とし、歴代の著名歌人をもその眷属として配した図像と察せられるが、その絵は伝わらず、また記録も早く湮滅してしまつたため今日その詳細はわからない。○過去七佛 釈迦牟尼仏と、それ以前にこの世に出現したとされる毘婆尸仏、尸棄仏、毘舍浮仏、拘留孫仏、俱那含牟尼仏、迦葉仏の六仏の併称。○卅六人の名字 三十六歌仙。藤原公任撰「三十六人撰」に基づく三六人の優れた歌人のこと。○諸惡莫作、衆善奉行 七仏通戒偈の一節。過去七仏が通戒(略戒)とした偈。簡略に諸仏の教戒を示している。「諸惡莫作、衆善奉行、自淨其意、是諸仏教(諸々の惡をなさず、すべての善を行い、自らの

心を淨くせよ。これが諸仏の教えである」というもので、仏教は結局この一偈に帰するといわれる。○義房公 未詳。

○神祇大副 律令官制で、神祇官の次官のうちで上位の者。○親仲 大中臣。延久五年(一〇七三)生、保延六年(一一四〇)没。父は祭主神祇伯親定、母は三善章経女。伊勢守、常陸守を経て神祇権大副正四位下に至る。嘉保二年(一〇九五)に内宮造宮使、保延元年(一一三五)には外宮造宮使を勤仕。同四年(一一三八)には家職である祭主に補任されるはずであったが、同姓清親が親仲の老衰を訴え、親仲に代わり祭主に任ぜられた。○土佐權守親經 大中臣。承徳元年(一一〇九七)生、治承二年(一一七八)没。親仲男。従五位下。○親守入道 大中臣。生没年未詳。散位国親男。神祇権少副。従五位下。元隆国。○建長元年九月、外宮遷宮 建長元年(一二四九)は後深草天皇の時代。外宮は伊勢神宮の豊受大神宮のこと。祭神は豊受大神。遷宮は神殿を造宮、または改修するとき、神座を移すこと。また、その祭儀をいう。○をがみたてまつりて 底本「た」なし。学、三本により補う。

〔解説〕

親定の布施によって雲居寺が再興されたのか否かについて、藤田寛雅(『雲居寺瞻西傳拾遺』(『仏教史研究』一〇号、一九四九年九月)は、次のように指摘している。親定は雲居寺の阿弥陀仏像の供養が行われた天治元年(一一二四)に先立ち、保安三年(一一二二)に没している。雲居寺再興は、相当の日数を要したと想像される。皈依者からの布施物が、その間に役に立っただろうと考えるにしても親定の布施で「雲居寺をば造畢」されたとは文字通りには受けとり難いとしている。

では具体的に誰が布施をしたか、という問題について宮地崇邦「実在人物の物語化―瞻西上人と『秋の夜長物語』―」(『国学院雑誌』第六二巻第一号、一九六一年一月)の論及がある。宮地氏は、瞻西上人の作った八丈金色阿弥陀像・百丈弥勒像・極楽堂など、今の金にすればおそらく数十億、いや百億を越すものであったと推察した上で、この巨額の資金の寄金者として考えられる人物に村上源氏(俊房ら)、藤原宗忠・宗輔・基俊という俊家一門、本話がある程度史実によるものとすれば伊勢祭主家、藤原家忠・菅原至良・安部俊清などの公卿受領階級の人物を挙げている。更にこれら

の人々に加えて、上人の説経に涙を流した一般大衆の薄謝が積もつて、雲居寺を建造できたのではないか、としている。

(肥後陽子)

一六五 道因法師住吉社にて歌合の事

〔本文〕

嘉應二年十月九日、道因法師人々をすゝめて、住吉社にて歌合しけるに、後徳大寺左大臣、前大納言にておはしけるが、此歌をよみたまふとて、社頭月といふことを、

ふりにける松ものいはゞ問てましむかしもかくや住江の月

かくなむよみ給けるを、判者俊成卿ことに感じけり。よの人々もほめの、しりける程に、其比彼家領筑紫瀬高庄の年貢つみたりける船、攝津國をいらんとしける時、悪風にあひて、すでに入海せんとしけるとき、いづくよりかきたりけん、翁ひとりいできて、こぎなをして別事なかりけり。船人あやしみ思ふ程に、翁のいひけるは、「松ものいはば、の御句おもしろう候て、此邊にすみ侍翁のまいりつると申せ」といひてうせにけり。住吉大明神の彼歌を感じさせたまひて、御體をあらはしたまひにけるにや。ふしぎにあらたなる事かな。

〔現代語訳〕

嘉應二年一〇月九日、道因法師が人々を勧進して、住吉社において歌合をしたのであるが、後徳大寺左大臣は、前の大納言でいらっしやつたが、此の歌をお詠みになるといふことで、社頭の月という題を、

年を経た松がもしも物を言うのであつたら、きつと問うたことだろう。昔もこのように美しく澄んでいたのであらうか、住の江の月は、と。

このようにお詠みになったのを、判者の俊成卿はとりわけ（すばらしいと）感じ入ったのであつた。世間の人々もほめ評判になっていたのであるが、そのころあの（実定の）家領の筑紫瀬高の庄の年貢を積んだ船が、摂津の国に入ろうと

した時、暴風に遭って、あわや海に沈まんとした時に、どこからやってきたものであろうか、翁が一人現れて、(船の航路を)修正して(くれて船に)別条はなかった。船頭はいぶかしく思っていたが、翁の言うことには、「松が物を言うのであったら、の御句がおもしろかったので、このあたりに住んでいる翁が参ったと申し上げよ」と言って消えてしまった。住吉大明神があの歌に感応なさって、御姿をあらわしたのであろうか。不思議で(靈験)あらたかなことであるよ。

〔語釈〕

○嘉應二年十月九日 一一七〇年。高倉天皇の時代。○道因法師 ↓一六三参照。○住吉社にて歌合 嘉應二年一〇月九日「散位敦頼住吉社歌合」のこと。題は「社頭月 旅宿時雨 述懐」。藤原実定・同俊成・同清輔・平経盛・寂念・賀茂政平・俊恵・藤原定長(寂蓮)・源頼政・素覚・寂超ら有力歌人が参集した。しかし、主催者道因はこのとき散位従五位上である。『平安朝歌合集成』の萩谷朴氏は、公卿を含む多数の歌人が住吉社で一座したのではなく、各歌人に勧進して集められた詠歌を歌合形式に配列し、俊成の判詞を得てから(もしくは後日判詞を施した)、道因ら有志が住吉社に赴いて披講、奉納したものであろうとしている。こうした推論を裏付けるものとして、元久元年(一一〇四)頃の成立とされる俊成の家集の詞書が挙げられる。「おなじ道因が住吉の社の歌合の時、一品経人人にすすめて、歌くはふべきよしひ侍りしかば、信解品をかきてたてまつりて、周流諸国五〇余年の心をよみける うらやまし磯路の浪にしをれてもかひある浦にめぐりあひけむ (長秋詠藻・四六〇)」○後徳大寺左大臣 藤原実定。保延五年(一一三九)生、建久二年(一一九二)没。右大臣公能男。官位は正二位、左大臣。後徳大寺左大臣と号す。○社頭月 歌合の題。『住吉社歌合』の古本「伝寂蓮筆卷子本断簡」に、「題 社頭月 旅宿時雨 述懐」と記されている。○ふりにける松ものいはゞ問てましむかしもかくや住江の月 ↓〔解説 参照。○住江 地名の「住江」に「澄」をかける。「澄」と「月」は縁語。○俊成卿 永久二年(一一一四)生、元久元年(一一〇四)十一月三日没。九一歳。権中納言藤原俊忠男。母は伊予守藤原敦家女。本名顕広。定家の父。保安四年(一一二三)、一〇歳で父と死別。葉室(藤原)顕頼の養子と

なるが、仁安二年(一一六七)五四歳で、本流に復し俊成と改名。この歌合の時、俊成は五七歳であった。保延四年(一二三八)に藤原基俊に入門して以来、同六、七年ごろ『述懐百首』を詠んで崇徳院歌壇に加わり院に歌才を認められた。文治四年(一一八八)後白河法皇の下命による『千載集』を選進した。建仁三年(一二〇三)後鳥羽院より九十賀宴を賜り、翌年薨じた。○筑紫瀬高庄 今の福岡県みやま市瀬高町周辺、矢部川流域に成立した荘園。後鳥羽院庁下文案(鷹尾神社文書/筑後鷹尾文書)によると、保安三年(一一二二)太宰権帥に任命された藤原俊忠(御子左家)の家領で、官省符庄であったという。その後俊忠から徳大寺公能の室となった娘の豪子(三品)に譲られて徳大寺家領となり、その孫公繼(右大将)に伝えられた。この間、本家職徳大寺入道左大臣(実定か)から一族出身の待賢門院に寄進された。○翁 住吉の神は、しばしば翁の姿で示現する。○こぎなをし 悪風によって誤った進路を修正したこと。○住吉大明神 住吉の神について『古事記』上巻は、「伊弉諾尊が黄泉国の汚穢を滌ぎ清めたときに生まれた神」すなわち、水底で生まれた底筒男命、水中で生まれた中筒男命、水の上で生まれた上(表)筒男命の三神であるとしている。また、第二一代雄略天皇の時代神功皇后をも合祀し、住吉大社は朝野の尊崇を集めることとなった。特に大同元年(八〇六)の遣唐使の祈願以来、奉幣して海路の安全を祈願したという。承平五年(九三五)成立の『土佐日記』にも、「また、住吉のわたりを漕ぎゆく。或人のよめる歌、今見てぞ身をば知りぬる住吉の松より先にわれは経にけり」という歌が見える。また住吉明神に妨げられて船が進まず、御幣や鏡などを奉って事無きを得たというエピソードも記されている。中古以降は、和歌三神のひとつとして歌人たちに篤く信仰された。○御體をあらはしたまひにける 住吉大明神の示現に関しては、『伊勢物語』一一七段に、帝と示現した住吉大明神との歌のやりとりがある。

〔解説〕

「住吉社歌合」の判者俊成は、「左」の実定「松ものいはば」と「右」の自身の歌(前記)を判じ、左を勝ちとしている。その判詞は次のようなものであった。

左歌、「むかしもかくや住の江の月」といへる心姿をいとをしくも侍るかな。上の句はかやうのこころ聞きなれた

るやうなれど、さしてかくいへるはおほえ侍らぬうへに、「ふりにける」と置き「松ものいはば」などいへる心ありがたくこそおほえ侍れ。右歌は、御前の浜の月におろかなるころもつきはて、みじかき言葉もおよばずおほえけるばかりにや。左歌ことよろし、勝つとすべし。

(大江あい子)

一六六 道因法師廣田社の夢の告に依りて歌合の事并びに左大辨實綱述懐の事

〔本文〕

同二年、此歌合の事を、廣田大明神海上よりうらやませ給よし、兩三人おなじやうに夢にみたてまつりけり。道因其よしをき、て、又人々の歌をこひてあはせけり。題、「社頭雪」「海上眺望」「述懐」、かくぞありける。これも俊成卿判しけり。述懐の歌に、二條中納言實綱卿左大辨のとき、宰相教長入道につがひて、

位山のほればくだる我身かなもがみ川こぐ舟ならなくに

彼卿四位五位のあひだ顯要職をへず、舍弟二人に越られて沈淪せられけるが、仁安元年十一月八日藏人頭に補して、同二年二月十一日參議に任じて右大辨を兼す。同三年八月四日從三位に敘す。嘉應二年十八日左大辨に轉ず。昔の沈淪の恨も散ずる程に、かくうちつゞき昇進せられたるに、此歌よまれたるはいかに思はれたるにか。かゝる程に、同三年正月六日、實守中納言、宰相中將にておはしけるが、坊官賞にて正三位せられけるに、左大辨越られにけり。この歌故にやと、時の人沙汰しけるとぞ。まことに詩歌の道はよく思慮すべき事也。昔もかやうのためしおほく侍にや。同歌合に、「社頭雪」を女房佐よみ侍ける、

今朝みれば濱の南の宮つくりあらためてけり夜はの白雪

このち又濱南宮焼給にけり。これも歌の徴にや。彼實綱中納言は、おとうとの實房・實國などに越られ給ける時は、いかなればわがひとつらのみだるらむうらやましきは秋の鴈金

かやうによみ給ける、いとやさしくて、恨はさこそ深かりけめども、誠信の舍弟齊信に越られて、目のまへに悪趣の報をかため給ひけるにはにずや。

〔現代語訳〕

同じ(承安)二年、この(住吉社)歌合の事を、広田大明神が海上からうらやんでおられることを、二、三人が同じように夢に見申し上げた。道因がそのことを聞いて、また人々に歌を詠むように頼んで歌合をした。題は、「社頭雪」「海上眺望」「述懐」、このとおりであった。今回も俊成卿が判をつけた。述懐の歌に、二條中納言実綱卿が左大弁のときに、宰相教長入道と番えて(詠んだ歌)、

位山にのぼったと思つたらまたくだる我身であるなあ。(のぼりくだりをする)最上川ををこぐ舟でもないのに。

その実綱卿は四位五位の間尊く重要な職を経ないで、第二人に(職を)越られて落ちぶれておられたが、仁安元年一月八日藏人頭に補され、同二年二月一日参議に任ぜられて右大弁を兼任した。同三年八月四日従三位に叙せられた。嘉応二年一八日左大弁に転じた。昔の落ちぶれていた恨みもなくなるほど、このように続いて昇進なさったのに、この歌をお詠みになったのはどう思われたのであろうか。そうしているときに、同三年正月六日、実守中納言が、宰相中将でいらっしやったのが、東宮坊の官人として賞され正三位に任命されたので、左大弁(実綱)は位を越されてしまった。「この歌のせいであらうか」と、当時の人は噂をしたということである。まことに詩歌の道はよくよく考えなければならぬことである。昔もこのような例が多くあったのでしようか。同じ歌合に、「社頭雪」を女房佐が詠みました(歌)、今朝見ると、浜の南宮の社殿はすっかり造り変えられたように見える。夜中に降った白雪のために。

この後また浜の南宮の社殿が焼けなされた。これも歌の徴によってであらうか。この実綱中納言は、弟の実房・実国などに役職を越されなされた時は、

どうして我が一族兄弟は、位階官職の序列が乱れているのだらう。うらやましいのは列を整えて飛んでいく秋の雁だなあ。

このように詠みなさったのは、まことにけなげで、怨みはひどく深かったであろうが、誠信が弟の齊信に（官位を）越されなさって、目の前に墮地獄の報いを確定なさったことは大違いでなからうか。

〔語釈〕

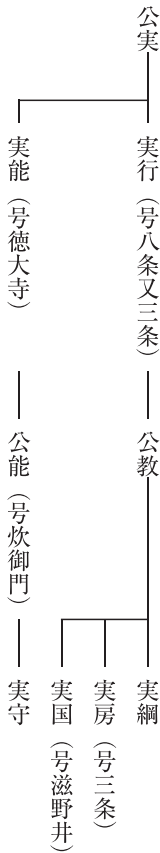
○同じき二年 同じ承安二年（一一七二）、広田社歌合は二月八日に、道因勧進、藤原俊成加判で行われた。○此歌合の事 ↓一六五参照。○廣田大明神 住吉社に同じく、摂津国（兵庫県西宮市広田町）にある広田神社の祭神。航海の神。天照大神の荒魂を祀る。○道因 ↓一六三参照。○「社頭雪」「海上眺望」「述懐」 広田社歌合は、それぞれ二九番ずつで成り立っている。○二條中納言實綱卿 藤原実綱。大治三年（一一二八）生、治承四年（一一八〇）没。三条公教の男。仁安二年（一一六七）参議。のち正三位権中納言となるが、後白河上皇の近臣だったため、治承三年平清盛に解任された。翌四年復任したがその年に没した。○宰相教長 藤原教長。天仁二年（一一〇九）生、治承四年（一一八〇）没。難波飛鳥井流の始祖である大納言・藤原忠教の男。官位は正三位・参議。広田社歌合には、「左京大夫教長入道観蓮教長」とある。武田元治『広田社歌合全釈』によると「この『広田社歌合』のころには東山の寓居で歌合を催したりしている」とある。○つがひて 「つがふ」は、組み合わせになること。これは述懐の五番で、左が観蓮（教長）、右が実綱。○位山のぼればくだる我身かなもがみ川こぐ舟ならなくに 位山は岐阜県大野郡の白山山脈の一峰。位山を登り下ることと、位が上下することをかける。「位山」という語から、官位についての歌が多く、たとえば『袋草紙』上巻には、「清輔、歌により昇進する」話に、藤原清輔が詠んだとして「やへやへの人だにのぼる位山老いぬるみにはくるしかりけり」「位山たにの鶯人しれずねのみなかれて春をまつかな」がある。もがみ川は、出羽国の歌枕とされる川で、今の山形県を流れる川。○顯要職 重要な地位。○舍弟二人 弟の実国と実房のこと。藤原実綱、実国、実房は三兄弟。三人は、三条公教の子。実房は、久安三年（一一四七）生、嘉祿元年（一一二五）没。実国は保延六年（一一四〇）生、寿永二年（一一八三）没。○越られて 永暦元年（一一六〇）、実国（一一二歳）は正四位下・参議、実房（一一四歳）は従三位になるが、実綱（三三歳）は大官権亮で、従四位下。この時に実綱は、弟の実房、実国に官職を

越えられた(『公卿補任』)。○仁安元年十一月八日、従三位に叙す。この部分の官職表記は『公卿補任』と一致する。○嘉應二年十八日左大辨に轉ず。『公卿補任』によれば、「正月」が誤脱。○同三年正月六日、実守が正三位に昇進したのは、承安三年正月六日のこと(『公卿補任』)。「同」は、承安三年とあるべきところ。○實守中納言、右大臣藤原公能の男。実守は実綱の再從兄弟またいとこ。系図参照。○坊官賞にて正三位せられける。正月六日正三位。坊官賞により正三位となる(『公卿補任』)。○女房佐、『広田社歌合』に大炊御門右大臣家佐とある。公能家に仕える女房。○濱の南の宮、広田神社に祭る五座(八幡、住吉、広田、南宮、八祖)の中の一。南宮とは、信州諏訪社の別称である。別宮を濱辺に祀ることは、その海上支配権を掌握するために必要であったとみられる。漁民や海運業者の信仰を集めたといわれる。○つくりあらためて、前夜降った雪のために「浜の南の宮」が真っ白に見えたことを造り替えたといわれた。○誠信、康保元年(九六四)生、長保三年(一〇〇一)没。太政大臣藤原為光の男。永延二年(九八八)参議。左衛門督などを兼ね、従三位にいたる。中納言を望んだが弟齊信が昇進、これをうらんで死んだという。「九月三日薨。不堪超越之恨云々」とある(『公卿補任』)。○齊信、齊信は誠信の弟。康保四年(九六七)生、長元八年(一〇三五)没。長徳二年(九九六)参議となるが、その五年後、長保三年(一〇〇一)に兄の誠信を越えて権中納言に進んだ(『公卿補任』)。

〔解説〕

一、該部分の系図

『尊卑分脈』を参考に、当該部分の系図を掲げる。



二、「位山のぼればくだる我身かなもがみ川こぐ舟ならなくに」の歌

五番 左持

左京夫人入道 観蓮 教長

このよにはかずならずともここのしなわくるはちずのみとはなりなん

右

左大弁 実綱卿

くらひやまのぼればくだるわが身かなもがみかはこぐふねならなくに

左は、蓮台之宿縁うたがひなく、右は、棘路之昇進たのみおほし。現当雖異、後憑已同、仍為持（広田社歌合）

武田元治氏は、実綱の歌が「最上川のぼればくだる稲舟のいなにはあらずこの月ばかり」（古今集・東歌・一〇九二）を踏まえていると指摘して、「最上川こぐ船」ではないのだがと言いつつ、自己を客観視した余裕を示している」と考察する。「俊成は左右それぞれの心に共感しているようで、技術面の批評を加えず、各作者の前途に対する声援めいた言葉のみを記している」とする。（武田元治『広田社歌合全釈』風間書房、二〇〇九年）

三、「今朝みれば濱の南の宮つくりあらためてけり夜はの白雪」の歌

廿二番 左持

仲綱

けさみればきねがまるねのあとなれやいがきのうちのゆきのむらぎえ

右

故大炊御門右大臣家佐

けさみればはまのみなみのみやづくりあらためてけりよはのしらゆき

左右の、けさみれば、いずれもゆきのけしきめづらしくみえ侍り。きねがまるねはまことにさこそはとうたのすがたもみゆ。はまのみなみのみやづくりは又きよげにきこえ侍り。よりに又為持。（広田社歌合）

四、「いかなればわがひとつらのみだるらむうらやましきは秋の鴈金」の歌

三条内大臣公教公の御子、実綱中納言、弟の君達、実房、実国などに越えられて、

いかなればわがひとつらのかかるらむうらやましきは秋の雁がね

などよみ給ひけむも、恨み深くこそ、おほしめしけめども、かかることはなかりき。誠信の目前に、悪趣の報を感ぜしめ給ひけむ、よしなくこそおほゆれ。

〔十訓抄〕九ノ四「藤原実綱の述懐歌」

五、誠信、斉信のこと

・ 斉信民部卿の宰相の時、才幹すすめるによりて、兄の誠信の君を越えて、中納言になり給ひしに、誠信、わが身のうきを忘れて、さしあたりける恨みにたえず、くちをしと思ひ給へりけるにや、七日といふに、うらみ死に死に給へりける。手をにぎりて失せ給ひけるが、心や強かりけむ、指の爪、みな甲へ通りたりけりとぞ。

弟に越さるること、帝王、臣下をはじめとして、そのためし少なからず。たちまちに、かくしもあるべきかはと、おそろし。

〔十訓抄〕九ノ四「藤原誠信の憤死」

・ 法住寺殿為光の公達誠信、斉信、御中あしくて、兄の君は弟をうらやみて、手の甲に爪の出までつよくにぎりてうせ給ひにけり。これらまでは事もろかに侍り。

〔宝物集〕卷第二

・ いとど悪心を起して、除目のあしたより、手をつよくにぎりて、「斉信・道長に我ははまれぬるぞ」と言ひいりて、ものもつゆまゐらで、うつぶしうつぶしたまへるほどに、病づきて七日といふにうせたまひにしは。にぎりたまひたりける指は、あまりつよくて、上にこそ通りて出でてはべりけれ。

〔大鏡〕「太政大臣為光」

(堀江マサ子)

一六七 伊通公中納言に任せられず恨みに堪へずして辭職の事

〔本文〕

伊通公の參議のとき、大治五年十月五日の除目に、參議四人師頼・長實・宗輔・師時等中納言に任ず。これみな位次上臈なりといへども、伊通その恨にたへず、宰相・右兵衛督・中宮大夫三のつかさを辭して、檳榔毛の車を大宮おもてにひき出て、やぶりたきて後、褐水干にさよみの袴きて、馬に乗て神崎の君がもとへおはしけり。今はつかさもなき

たづらものになれるよし也。又、とし比かりをかれたりける蒔繪の弓を、中院入道右府のもとへ返しやるとて、

八年まで手ならしたりし梓弓かへるをみてもねはなかけり

返し、

なにかそれ思すべきあづさ弓又ひきかへすおりもありなむ

か、りければ、此返事歌のごとく、程なく長承二年九月に、前参議より中納言になられけり。宇治大納言隆國、前中納言より大納言になられける例とて、其後うちつゞき昇進して、太政大臣までのほり給にき。これは世も今すこしあがり、人も才能いみじかりける故也。かやうのためしはまれなる事なれば、いまのうちあるたぐひまなびがたかるべし。大かたは、二條院讃岐が歌を、

うきも猶昔のゆへと思はずはいかにこの世をうらみはてまし

とよめる、ことほりにかなへるにや。

〔現代語訳〕

伊通公が参議であった時、大治五年十月五日の除目に、参議四人師頼・長実・宗輔・師時等を中納言に任じた。この人達は全員位が上であったが、伊通はその恨みに堪えきれず、宰相・右兵衛督・中宮大夫三の官を辞任して、檳榔毛の車を大宮の表通りに引き出して、壊して焼いてしまった後、褐色の水干に賞布さやふみの袴を着て、馬に乗って神崎の遊女の元にいらした。今は官職もない無用者になったという。また、数年間借りていた蒔繪の弓を、中院入道右府に返し送るといって、

(武官の右兵衛督となつてから) 八年間手元において慣れ親しんできた弓があなたのもとに返るのを見ると、つい泣いてしまいます。

返し

どうして思いあきらめる必要がありますでしょうか。梓弓を引き返すように、また官界に復帰することもきつとあるで

しょう。

このようであつたので、この返歌のように、間もなく長承二年九月に、前参議より中納言におなりになった。宇治大納言隆国は、前中納言より大納言におなりになった例として、その後引き続き昇進して、太政大臣まで昇進なさつた。これは時代も少し前で、人柄も才能もすばらしかつたためである。このような例はまれな事なので、今の平凡な人間には真似しがたいことだろう。たいていは、二條院讃岐が歌に、

このつらい人生をやはり前世の因の報いだと思わなければ、どんなにか現世の果報を恨んでこの世を終えただろう
か。

と詠んだのが、道理にかなつていのではないか。

〔語釈〕

○伊通公 藤原。寛治七年(一〇九三)生、長寛三年(一一六五)没。保安三年(一一二二)参議、大治五年(一一三〇)官位停滞を不服に思い、出仕せず解任される。長承二年(一一三三)崇徳天皇の引立てにより復歸し、権中納言となる。正二位太政大臣に至る。○大治五年 一一三〇年。崇徳天皇の時代。○師頼 源。治暦四年(一〇六八)生、保延五年(一一三九)没。左大臣源俊房男。源俊綱の養子。承徳二年(一〇九八)参議、保延二年(一一三六)大納言。永久元年(一一一三)鳥羽天皇暗殺の嫌疑により、参議にとどまるが、鳥羽院政になつて復活。○長實 藤原。承保二年(一〇七五)生、長承二年(一一三三)没。修理大夫藤原顕季男。大治四年(一一二九)参議、同五年権中納言。一年で権中納言に昇進したのは異例の出世で、このことが伊通の辞任の原因となつたか。「世間頗有傾氣歟」(中右記)。○宗輔 藤原。承暦元年(一〇七七)生、応保二年(一一六二)没。権大納言藤原宗俊男。保安三年(一一二二)参議、保元元年(一一五六)右大臣。従一位太政大臣に至る。○師時 源。承暦元年(一〇七七)生、保延二年(一一三六)没。左大臣源俊房男。師頼の弟。保安三年(一一二二)参議、大治五年(一一三〇)権中納言。○宰相・右兵衛督・中宮大夫三のかさを辭して「或人云、伊通辞申三官云々、是不被成中納言訴也」(『中右記』天承元年一〇月一〇日)。○檳榔毛の車 天皇・

親王、四位以上の貴族などが乗る牛車。○褐 濃紺。「紅」(『今鏡』)とも。○さよみ 賀布さよみ。麻布。○神崎の君 神崎川の川口あたりの宿場町の遊女。『今鏡』『古事談』は「金かね」という固有名詞を付す。○中院入道右府 源雅定。嘉保元年(一〇九四)生、応保二年(一一六二)没。源雅実男。当時正三位権中納言・右衛門督。○八年まで手ならしたりし梓弓かへるをみてもねはなかれけり ↓解説。『今鏡』は「十年までかへすにつけて音そなかれける」とする。○ならし「慣らし」と「鳴らし」の掛詞。○梓弓「鳴らし」「かへる」「音」の縁語。○かへる 弓が持ち主に「返る」と引いた弦が「返る」の意味を掛ける。○なにかそれ思つべきあづさ弓又ひきかへすおりもありなむ ↓解説参照。○ひきかへす 官位に復帰するという意味と引いた弦を元に戻すという意味を掛ける。○宇治大納言隆國 源。寛弘元年(一〇〇四年)生、承保四年(一〇七七)没。源俊賢男。○前中納言より大納言になられる例 康平四年(一〇六一)二月二八日権中納言を辞したが、治暦三年(一〇六七)二月六日権大納言となる。「自前中納言任大納言例」(『公卿補任』)。
○太政大臣までのぼり給にき 伊通が太政大臣になったのは、永暦元年(一一六〇)八月一日。○二條院讚岐 源頼政女。二條天皇、後鳥羽天皇中宮任子(藤原兼実女)に出仕した。後鳥羽院歌壇で活躍した。○うきも猶昔のゆへと思はずはいかにこの世をうらみはてまし ↓解説。

〔解説〕

一、類話が、『今鏡』「ふぢなみの下」六 『古事談』第二・八一話「伊通、不遇により所帯を辞する事」『十訓抄』第九、八話に載る。『今鏡』が源泉で、最も詳細である。『古事談』は、「かやうのためしは」以下を欠く。

二、掲載和歌

* 「八年まで」「なにかそれ」の贈答歌

右兵衛督に侍りける時、中院の右のおほいまうちぎみ中納言に侍りけるに、弓をかりおきて侍りけるを、司辞し申してこもりる侍りける時、かの弓をかへしおくとて、そへてつかはしける

大宮前太政大臣

八年まで手ならしたりし梓弓かへるを見るに音ぞなかけける

返し

中院右大臣

何かかそれ思ひ捨つべき梓弓又ひきかへす時もありなん

(千載集・雑上・九七四・九七五)

*「うきも猶」の歌

入道前関白家に、十如是歌よませ侍りけるに、如是報

二条院讃岐

うきも猶昔のゆゑとおもはずはいかにこの世を恨みはてまし

(新古今集・釈教歌・一九六五)

↓九条家の舍利講において、結縁として詠まれた十如是和歌。文治六年(一一九〇)以降の夏、それも数年の間の会で

あるう。(谷知子『中世和歌とその時代』(笠間書院、二〇〇四年)

(谷知子)

一六八 御堂關白道長大堰河遊覽の時詩歌二船の事並びに公任和歌の船に乗る事

〔本文〕

御堂關白大堰河にて遊覽し給し時、詩歌の舟をわかちて、各堪能の人々をのせられけるに、四条大納言に仰られていはく、「いづれの舟にのるべきぞや」と。大納言いはく、「和歌の船に乗べし」とて乗られけり。さてよめる、

朝まだき風の山のさむければちるもみぢばをきぬ人ぞなき

後にははれけるは、「いづれの舟にのるべきぞとおほせられしこそ心おごりせられしか。詩の舟に乗て、これ程の詩を作たらましかば、名はあげてまし」と、後悔せられけり。此歌、花山院、拾遺集をえらばせ給ふとき、紅葉の錦とかへ

て入べきよし仰られけるを、大納言しかるべからざるよし申されければ、もとのまゝにて入にけり。圓融院、大井川道遥の時、三船にのるものありけり。

〔現代語訳〕

御堂関白(藤原道長)が大堰川で遊覧なさっていた時、漢詩と和歌の舟を分けて、それぞれ(の道に)堪能な人たちを乗せられて、四条大納言(藤原公任)に仰ったことには「どの舟に乗るつもりか」と。大納言は、「和歌の船に乗りましょう」と言ってお乗りになった。そして詠んだ(歌)、

朝はまだ早く嵐山に吹く風は肌寒いので、散る紅葉を衣として着ていない人はいない。

後で仰ったことには、「どの舟に乗るのかと(道長が)お聞きになった言葉で私は思わず得意になってしまった。漢詩の舟に乗って、これ程の詩を作っていたなら、(もつと)名声が上がっていただろうに」と、後悔なさっていた。此の歌は、花山院が、拾遺集をお選びになった時、(第四句を)紅葉の錦と変えて入れるようにと仰ったのを、大納言はどのようにするべきではないと申し上げたので、元のままで入集した。円融院(の御代)、大井川道遥の時に、漢詩・和歌・管弦の三船に乗った人もあった。

〔語釈〕

○御堂関白 藤原道長。康保三年(九六六)生、万寿四年(二〇二七)一二月四日没。父は藤原兼家、母は藤原中正女時姫。長徳元年(九九五)内覧、右大臣、長徳二年(九九六)左大臣になる。後一条天皇の摂政となり、寛仁元年(二〇一七)従一位、太政大臣。娘の彰子、妍子、威子の立后によって摂関家の全盛期を築く。通称は、御堂関白、法成寺関白。○大堰河 山城国。保津川の下流、嵐山付近を流れる川。桂川ともいう。平安以降、景勝地として名高く行幸御幸も度々あり、貴族の舟遊びも盛んに催された。○遊覧し給し時 大井川遊覧の同説話は、『十訓抄』『袋草紙』『大鏡』などにある。しかし史実としての道長の大堰川遊覧は『御堂関白記』『権記』『小右記』によって長保元年(九九九)九月二二日、長保五年(一〇〇三)八月一九日、長和二年(二〇一三)一〇月三日に確認できるが、詩歌二船の遊びを催したと

は記されていない。大井川遊覧説話の虚構性については、津本信博「『大鏡』・公任の三船の才―その虚構性を探る―」（『早稲田大学教育学部学術研究国語・国文学編』第三二号、一九八三年三月）が指摘している。↓解説参照。○詩歌の舟
漢詩と和歌の舟。○四條大納言 藤原公任。康保三年（九六六）生、長久二年（一〇四一）正月一日没。平安中期の歌人、歌学者。詩歌・管弦をはじめ、諸道の才人として知られた。通称は四條大納言。父は関白太政大臣の藤原頼忠、母は中務卿代明親王女、厳子女王。寛弘六年（一〇〇九）に権大納言となる。道長の遊覧には大井川だけでなく嵯峨、宇治の時にも同行し、作歌、作詩をしている。○和歌の船に 底本「に」なし。学習院図書館本・賀茂別雷神社三手文庫により補う。○朝まだき嵐の山のさむければちるもみぢばをきぬ人ぞなき 「朝まだき」は、夜の明けきらぬ頃。朝早く。「嵐山」は、山城国の歌枕で大堰川・渡月橋の西にある山。本話の「朝まだき」の歌のように紅葉の名所として詠まれることが多い。「きぬ人ぞなき」のように紅葉を錦の衣に見立てた表現は多く、例えば「なほざりに秋の山べをこえくれば織らぬ錦をきぬ人ぞなき」（後撰集・秋下・四〇三・読み人知らず）がある。○「いづれの舟に：名はあげてまし」公任が和歌の船に乗らず、漢詩の船に乗れば良かったと後悔したのは、宮廷文学としては、建前は漢文学の方が和歌よりも地位が上であったから。漢文学は公的なものであり、宮廷貴族の表芸であるのに対し、和歌は私的なものと位置づけられていた。公任は表芸での名声を欲したのである。小町谷照彦『王朝の歌人 藤原公任』（一九八五年、集英社）参照。○花山院 第六五代天皇。冷泉天皇の第一皇子。安和元年（九六八）生、寛弘五年（一〇〇八）年崩。○紅葉の錦 現行の『拾遺集』では「紅葉の錦」となっている。紅葉を鮮やかな錦繡に見立てた表現。秋の紅葉を錦に見立てた例は、「このたびは幣もとりあへずたむけ山紅葉の錦神のまにまに」（古今集・羈旅・四三〇・菅原道真）が有名。↓解説参照。○大納言しかるべからざるよし申されければ 公任が何故「ちるもみぢばを」に拘ったかについて、西村亨『王朝びとの四季』（一九七九年、講談社）は、「公任が「紅葉の錦」をきらったのは、類型的な語句を用いて新鮮さを失うことをおそれたのである」と推測している。○圓融院 第六四代天皇。天徳三年（九五九）生、正暦二年（九九一）崩。村上天皇の第五皇子。母は中宮藤原安子。在位期間は安和二年（九六九）～永観二年（九八四）。和歌の嗜みがあり、

自身の家集『円融院御集』がある。○大井川逍遥の時 円融院の大井川逍遥の記事は、『古事談』『続古事談』などに見える。『古事談』『百練抄』に拠れば、寛和二年(九八六)一〇月一四日、『扶桑略記』『日本紀略』は一〇日、『楽記』『教訓抄』は一三日とする。この大井川逍遥には、当時、左近衛権中将であった二一歳の公任も参加しており、三船の誉を受けている。○三船 漢詩・和歌・管弦の船。

〔解説〕

公任が詠んだ和歌と本来同一であったと考えられる和歌が、『拾遺抄』『拾遺集』『公任集』に見えている。これらを詞書と共に次に示す。

あらしの山のもとをまかりけるにもみじのいたうちり侍りければ

I あさまだきあらしの山のさむければちるもみぢばをきぬ人ぞなき(拾遺抄・秋・一三〇)

嵐の山のもとをまかりけるに、紅葉のいたく散り侍りければ

II 朝まだき嵐の山の寒ければ紅葉の錦着ぬ人ぞなき(拾遺集・秋・二一〇)

ほふりんじにまうで給ふ時あらし山にて

III 朝朗の嵐の山のさむければちる紅葉ばをきぬ人ぞなき(公任集・一三九)

藤原公任の博学多才ぶりを世に広く知らしめた逸話であるが、従来様々な問題点が指摘されている。

一、第四句の異同について

本話では「朝まだき…」の歌を花山院が公任の意を汲んで、第四句「散るもみぢはを」のまま『拾遺集』に入れたことになっている。『袋草紙』にも『古今著聞集』同様の記述がある。

拾遺撰するの時、公任卿の「散る紅葉葉をきぬ人ぞ無き」と直してこれを入れるべき由御定め有り。然るべからざるの由申されければ、本の如くにてこそ入れられたるに(略)

『古今著聞集』で「もとのま、にて入にけり」、『袋草紙』で「本の如くにてこそ入れられたる」と述べられているにも

関わらず、現行の定家本系の『拾遺集』では、「紅葉の錦」となっている。(定家本とは別系統の異本系の北野天満宮本・堀川宰相具世筆本などでは「ちるもみぢばを」になっている。片桐洋一編『拾遺和歌集 校異篇』(一九六四年、古典文庫) 参照)。

『拾遺抄』『拾遺集』『公任集』の中で、最も成立年代が早いのは、『拾遺抄』である。公任の歌に異同が生じた原因については諸説あり、

- ①本来は同一の歌であったものが、推敲・改変によって異同を持つ本文が伝えられたとする説(迫徹朗「大鏡の創作方法管見」『王朝文学の考証的研究』一九七三年、風間書房)
 - ②公任自身による推敲と花山院ら第三者による改変に拠るものとする説(津本信博・前出)
- などがある。

二、詠歌事情

公任が詠んだ「朝まだきの…」の歌の詠歌事情について、増田繁夫「小倉山・嵐山異聞」(『大阪市立大学 文学史研究』第二四号、一九八三年一月)、秋本宏徳「藤原公任三船譚考」(『成蹊人文研究』第九号、二〇〇一年三月)の先行研究があり、それを紹介したい。

公任の和歌が詠まれたのは、本説話で描かれたように道長の大堰川遊覧の時だったのか。道長の大堰川遊覧記事は、三度確認出来る。だが、詩歌の二船(もしくは三船)の遊びを催したことは、確認できない。その中で最も早い長保元年(九九九)九月一二日の大堰川遊覧に「朝まだき」の歌を詠んだとすると、『拾遺抄』(公任撰・長徳三年(九九七))の成立時期と合わない。よって道長の大堰川遊覧の時ではない。

次に円融院の大堰川遊覧の時を検討してみよう。公任が「三船の誉」を受けた際の大堰川遊覧の主催者は、道長でなく円融天皇である。実際に公任が船に乗り、名を上げた寛和二年一〇月に催された円融院の大堰川遊覧の記録が残っている。

抑大納言従二位兼中宮権大夫源時中、横笛譜裏書云、寛和二年一〇月一三日、太政天皇於大井河邊遊覽、摂政扈従事、摘要記之、

当日未刻御幸、其式不
遺毛筆、摂政已下御共、公卿殿上人、參勤交名
有別紙、広沢僧正寛朝、於当座則被召具之、皆被撰撰詩歌絃要

人等、被乘三艘船、三曲各競道挑芸、凡彼此之所能、驚水上之耳目、殆嘲前例誠後輩、其中公任、(源)相方両朝臣、被撰今清撰、相兼三之船、施面目於船中、而留其名於累代(後略) (『樂記』)

円融法皇遊幸大井河。賦詩詠歌。題云。飢水辺紅葉。摂政以下多以扈従。

(『日本紀略』寛和二年一〇月一〇日乙巳条)

円融院の大堰川御幸では、詩歌管弦の要人たちを三艘の船に乗せて、芸を競わせるといふ、三船の遊びが催されたといふ。この時、公任と源相方が特に優れた者として「相兼三之船、施面目於船中、而留其名於累代」したといふ。この『樂記』の記事によつて、公任が船に乗り名を挙げた(一般的には「三船の誉」と言われる)歴史的事実が確認できる。ならば、「朝まだき」の歌は、円融院の大堰川遊覧の際に詠まれたかといふとそうでもない。何故なら『日本略記』にあるように、当時の歌題は「飢水辺紅葉」であったが、「朝まだき」の歌は、水辺の表現としては似つかかわしくなく、歌題に合っていないからだ。

では、「朝まだき」の歌は、どのように詠まれたのだろうか。先述したように『拾遺抄』『拾遺集』『公任集』では、『古今著聞集』と詠歌状況が大きく異なり、道長と大堰川で遊覧した時ではなく、公任が個人的に嵐山を訪れた時の作と読み取れる。つまり「朝まだき」の歌を公任が詠んだのは、円融院、道長の大堰川遊覧の際ではなくて、嵐山の法輪寺に参詣したときのもと考えられるのだ。結論として公任説話は、

①円融院の大堰川遊覧の際に公任が「三船の誉」を受けたこと。

②公任が嵐山の法輪寺で「朝まだき」の歌を詠んだこと。

③道長の大堰川遊覧に公任が同行したこと。

この三点の歴史的事実を部分的に組み合わせて作られたものである。ここまでが秋本・増田両氏の説である。

この説話は、『古今著聞集』以前の文献では、『大鏡』『袋草紙』『十訓抄』に見られる。『袋草紙』では、公任が詩歌の舟に乗り、和歌を詠んだのは道長の大堰川遊覧の時となっている。藤原清輔の『袋草紙』の時点で、長保元年(九九九)の道長の大堰川遊覧と寛和二年(九八六)の円融院の大堰川遊覧の前後が混乱しており、歴史的事実と錯誤している。『古今著聞集』の編者、橘成季が公任説話を『袋草紙』から伝えられたものを受け取ったため、そのまま錯誤が生じた可能性がある。なお、公任説話の錯誤は現在も続いており、『袋草紙』(新全集)、『十訓抄』(新全集)は、本文で公任が乗ったのは「詩歌の舟」(二舟)と記されているにも関わらず、小見出しでは「三舟」としており、訂正が待たれる。

(繩手聖子)

一六九 白河院大井河行幸の時帥民部卿經信三船に乗る事

〔本文〕

帥民部卿經信卿、又この人にとらざりけり。白河院西河に行幸のとき、詩歌管絃の三の舟をうかべて、其道の人(く)をわかちてのせられけるに、經信卿遅參のあひだ、ことのほかに御氣色あしかりけるに、とばかりまたれてまいりたりけるが、三事かねたる人にて、みぎはにひざまづきて、「や、いづれの舟にてもよせ候へ」といはれたりける、時にとりていみじかりけり。かくいはんれうに遅參せられけるとぞ。さて管絃の船に乗て詩歌を獻ぜられたりけり。三船にのるとはこれなり。

〔現代語訳〕

帥民部卿經信卿も、またこの人(公任)に劣らなかつた。白河院が大井河に行幸された時、漢詩、和歌、管絃の三つの舟を河に浮かべて、その道の人々を分けてお乗せになったところが、經信卿が遅参した間、(白河院の)ご機嫌はたいへん悪かつた。しばらくお待ちになって(經信卿が)参上してきたが、漢詩、和歌、管絃の三つに通じている人であ

ったゆえ、水際にひざまずいて、「おいおい、どの舟でもよせてください」とおっしゃったのは、時宜を得てすばりしかった。このようにおっしゃるために、(わざと) 遅参なされたとも言われるほどである。さて管絃の舟に乗って漢詩と和歌を献ぜられたのだった。三つの舟に乗るとはこの事をいうのである。

〔語釈〕

○帥民部卿経信 長和五年(一〇一六)生、永長二年(一〇九七)没。帥大納言、桂大納言とも呼ばれる。源道方男。母は国盛女。民部卿は承暦五年(一〇八一)一月二六日に任命された(『公卿補任』)。○この人 藤原公任 ↓一六八参照。公任と経信の接点は、兄経長が賀陽院水閣歌合の撰歌を請いに、北山に籠居する公任を訪ねた時、経信も同車して公任の歌評を耳にしたときが知られている(『袋草紙』上)。○西河 大井河の別称。桂川の上流、京都嵐山のあたり。この地は嵯峨天皇が離宮を営んでから、歴代の天皇の行幸があった。延喜七年(九〇七)九月の宇多法皇の御幸、延長四年(九二六)一〇月の醍醐天皇の行幸で名高い。○行幸 承保三年(一〇七六)の一〇月二四日の白河天皇の大井河行幸のことを指す。『後拾遺集』、『扶桑略記』、『本朝統文粹』、『今鏡』などにこの行幸のことを確認できる。扈從した右大臣源師房の和歌序中の「豈如我君高追延長之舊則」(『本朝統文粹』卷一〇)によれば、延長四年の醍醐天皇の行幸を意識していることが分かる。この行幸は『基成朝臣鷹狩記』(『統群書類従』)の「白河院の御位の時、承保三年一〇月二四日、嵯峨野の行幸あり。其次に大井河の逍遙あり」とあるように、まず嵯峨野の鷹狩りがあって、ひきつづき大井河の逍遙があるという。『柱史抄』(『群書類従』)の「供腰輿遷幸御船、公卿船二艘、殿上人船、内記外記等船、泝流容輿、被講和歌之後」によれば、その逍遙の舟で、歌会が行われたという。なお、管絃では、放鷹樂と船樂をされたという(『十訓抄』十ノ五八)。この行幸に参加した人について、親王と公卿には、式部卿敦賢親王、右大臣源師房、関白左大臣藤原師実の参加が確認できる。鷹狩の任は左近衛中将藤原公実、右近衛中将藤原基忠が勤めた。藏人は、左衛門尉藤原孝清、左衛門尉平時範、左兵衛尉藤原家実、大膳権亮藤原惟信、非藏人式部丞橘致綱、蔭孫高階能遠、蔭孫行実、藏人頭左近中将源雅実、藏人頭源俊実、左少弁藤通俊などが供奉した。樂人は、光季、高季、則季、成兼、恒遠、行高

などが選ばれた。この行幸に参加したメンバーに関して、鈴木徳男・北山円正「源師房「初冬扈從行幸、遊覧大井河。応製和歌」序注(上)」(『相愛大学研究論集』第二三号、二〇〇七年三月)を参照。○三事かねたる 詩、歌、管絃の三つをさす。『中右記』の承徳元年閏正月二七日条(『大日本古記録』)に、「兼倭漢之學、長詩哥之道、加之管絃之藝、法令之事、能極源底」とあるように、経信は詩歌管絃にすぐれて、有職故実にも通じた人である。詩文集に『本朝無題詩』『本朝文粹』に漢詩文を残し、和歌の私家集に『大納言経信卿集』、歌集に『難後拾遺』がある。管絃の中、特に琵琶にすぐれて、白河院に琵琶の「明匠八人」の一人に選ばれている(『古今著聞集』巻六・二五四)。

〔解説〕

一、類話

経信の三船の話は、『袋草紙』と『十訓抄』にも見える。『十訓抄』(十ノ四)は『古今著聞集』とほぼ同文である。『袋草紙』では、「管絃の船に乗りて詩歌を作るべし」という仰せ(白河院の言葉か)があったことになっている。経信が遅れてきたという記述が『袋草紙』にはなく、この話の典拠が分からない。

経信卿四条大納言不劣人也云々。御時、如此分詩歌管絃船。而何船可乘ソト不進心之間、仰云、乗管絃之船ニ可作詩歌云々。珍重々々。

(『袋草紙』上)

二、白河院大井河御幸和歌

なお、この行幸の折に詠まれたほかの歌は諸歌集に収載されている。

大井行幸に

いにしへのあとをたづねておほるがはもみぢのみふねふなよそひせり

(『大納言経信集』一四七)

承保三年十月今上みかりのついでに大井川にみゆきさせさせ給によませたまへる

おほるがは古きながれをたづねきてあらしの山のもみぢをぞみる

〔後拾遺集〕冬・三七九・白河天皇

承保三年大井河に行幸の日よめる

大井川みかさやまさる亀山の千世のかけみるみゆきと思へば

〔新拾遺集〕賀・七〇九・式部卿敦賢親王

承保三年十月大井河に行幸の日、序たてまつりて

おほる河つねよりことに見ゆるかなきみがみゆきをまつにぞ有りける

〔統後撰集〕賀・一三五七・右大臣師房

承保三年、大井河に行幸の日よみ侍りける

大井河ふるきみゆきのながれにてとなせの水もけふぞすみける

〔新勅撰集〕賀・四七九・權大納言俊家

承保三年大井河に行幸の日よめる

大井河けふのみゆきに紅葉ばも流久しきぬせきにぞみる

〔新拾遺集〕冬・五八七・權中納言祐家

おほる河けふのみゆきのしるしにや千世にひとたびすみわたるらん

〔新勅撰集〕賀・四八〇・左大弁伊房

承保三年大井河に行幸の日よめる

水のあやをから紅におりかけてけふの御幸にあへる紅葉ば

〔新拾遺集〕秋下・五四一・中将公実

大井がはの行幸

おほるがはちよにひとたびすむみづのけふのみゆきにあひにけるかな

〔『江帥集』一三三・大江匡房〕

承保三年大井河に行幸日、内よりめされける

うつろはでひさしかるべきにほひかなさかりに見ゆる白菊の花

〔『統後撰集』賀・一三四九・弁乳母〕

鈴木徳男氏、北山田正氏はこれらの行幸歌の主題は「この行幸は醍醐天皇が延長四年十月に催した旧例にならうものである」ことと、「河の水の澄むことが聖人出現の瑞祥という白河天皇の御代を寿ぐ表現」ということとの二点にあると指摘している。鈴木徳男・北山田正「源師房」初冬扈從行幸、遊覧大井河。応製和歌」序注(下)〔『相愛大学研究論集』第二三号、二〇〇七年三月〕。

(蔡 雅如)

一七〇 後三條院住吉社に臨幸の時經信卿秀歌の事

〔本文〕

後三條院、住吉社に臨幸ありけるとときに、經信卿序代をたてまつられけり。其歌にいはいはく、

おきつかぜふきにけらしな住吉の松のしづえをあらふ白浪

當座の秀歌なりけり。彼卿のちに俊頼朝臣をよびていはれけるは、「古今集にいれる躬恆歌に、

住よしの松を秋風ふくからにこゑうちそふるおきつしら波

此歌、任大臣の大饗せん日、わが所詠の澳津風の歌、中門の内に入て、史生の饗につきなんや」と。俊頼云、「この仰如何。彼御うたまたくおとるべからず。しかあれども古今の歌たるによりて、かぎりありて、先任大臣候はんに、御作

は一の大納言にて尊者として、南階よりねりのほりて、對座に居なんとこそ存候へ」といふ。帥のいはく、「さらばさもありなや。いかゞあるべき」とて、感氣ありけり。

〔現代語訳〕

後三條院が、住吉社へ臨幸なさったときに、経信卿が序代を奉られた。その歌に曰く、

沖の風がひどく吹いているらしいな。住吉の松の下枝を白波が洗っている。

即詠の秀歌であった。彼の卿（経信）が後に俊頼朝臣を呼んで言われたことには、『古今集』に入っている躬恒の歌に、住吉の松を秋風が吹くと同時に、私が詠んだ「おきつかぜ」の歌は、中門の内に入って、史生として饗応くらいはう

けられるだろうか。」と。俊頼が言うことには、「この仰せはどうでしょう。あなた様の御歌は（躬恒の歌に）全く劣っていません。しかし（躬恒の歌は）古今の歌であるので、最高の評価となり、任大臣の大饗のうちに、（父上の）御歌は第一席の大納言で主賓として、南の階段をゆつくりとのぼって、（主人の大臣の）對座に座するような歌と存じます。」と言う。帥（経信）のいうことには、「そういえばそうでもあろうか。どんなものだろうか。」と、感心していた。

〔語釈〕

○後三條院 第七一代天皇。長元七年（一〇三四）生、延久五年（一〇七三）崩。四〇歳。後朱雀天皇の第三皇子。母は三条院皇女陽明門院禎子。諱は尊仁。在位は治暦四年（一〇六八）から延久四年（一〇七二）の四年間で、同年二月八日に皇太子貞仁親王（白河天皇）に讓位する。翌五年（一〇七三）四月に出家。法名は金剛行。○住吉社に臨幸ありけるとき 住吉社 ↓一六五参照。「臨幸」は天皇・上皇が御幸してその場に臨むこと。天子が常の場所を出て、ある目当ての場所に至る事。後三條院は延久五年二月二〇日に御幸を行っている。↓〔解説〕参照。○経信卿 ↓一六九参照。○序代 序題とも。和歌の序文。この時の経信の序代は『本朝続文粹』巻一〇に収録されている。○おきつかぜ ふきにけらしな住吉の松のしづえをあらふ白波 「しづえ」は下枝のこと。『後拾遺集』では詞書「延久五年三月に住吉

にまいらせたまひて、帰さによませたまひける」後三条院御製「住吉の神はあはれと思ふらんむなしき舟をさしてきたれば」の次にこの歌がある。○当座 即座に出される詩歌連俳の題。また、その題によって詠む歌会や句会。○俊賴朝臣 源俊賴。天喜三年（一〇五五）生、大治四年（一一二九）没。経信男。母は土佐守源貞亮女。従四位上木工頭。『金葉集』の撰者。家集に『散木奇歌集』、歌論に『俊賴髓腦』がある。○躬恒 凡河内躬恒。生没年未詳。『古今集』撰者のひとり。紀貫之と並び称される古今時代の代表歌人。三十六歌仙のひとり。家集に『躬恒集』がある。○住よしの松を秋風ふくからにこゑうちそふるおきつしら波 『古今集』賀歌・三六〇に入集している躬恒の歌。詞書に「内侍の督の右大将藤原朝臣の四十賀しける時に、四季の絵かける後の屏風にかきつけたりける歌」とある。内侍の督は内大臣藤原高藤女満子。四十の賀を祝われている右大臣藤原の朝臣は、満子の兄で高藤男藤原定国。「かきつけたりける歌」は屏風の色紙形に書き入れられた歌で、躬恒は春夏秋冬の秋の歌を詠んでいる。『古今著聞集』で躬恒の歌は「住よし」となっているが、『古今和歌集』では「住の江」となっている。『古今集』善海所伝本・飛鳥井雅経筆本は「住よし」になつていたので、経信らがそれらを見た可能性もある。経信らは躬恒の歌が「住よし」であつたので、同じ語を用いた「おきつかぜ」の歌と優劣を論じたのである。「住吉」のスミヨシ、スミノエの読みかたについて、奥村恒哉氏（『古今集・後撰集の諸問題』風間書房・一九七一）はスミノエは入江であり、スミヨシは社・郡名・地名であり、「それぞれ別の内容を持った別の語である」と述べている。○任大臣の大饗 新たに任じられた大臣が公卿以下を招いて行つた饗宴。以下、躬恒の歌が大臣に値するとして饗宴を開いたら、というたとえ話で「おきつかぜ」と「住よしの」の歌の優劣を論じている。○中門 底本は「中山」。三手文庫本・広島大学付属図書館本により「中門」に改める。『十訓抄』も「中門」。中門は寝殿造りで表門と寝殿の中間に設けられた門で、外と内の実質的な境界。○史生 太政官や八省で、公文書などを写したりする四等官以下の下級役人。卑官ではあるが、大饗には中門の内でも饗を受けるのがならわしだった。経信は自詠の「おきつかぜ」を出席者中最下位の史生にたとえている。○かぎりありて 躬恒の歌は権威ある『古今集』に入集している歌であるから最高のもの（人臣の最高）であり、比較するには限りがある、の意。○一の大納言 数人の大

納言中第一席の大納言。○尊者 正客。主賓。○南階 南面中央の階段。○対座 主人役の大臣に相對する主賓の座。
○帥 経信のこと。帥民部卿。

〔解説〕

『袋草紙』六〇では、後三条院の住吉臨幸の話はなく、経信が臨終の時に俊頼を呼び、躬恒の歌との優劣を訊ねている。また経信は同六七で、

常に自ら歎じて云はく、「古今に、

住吉の松を秋風吹くからに声うちそふる奥つ白波

この歌の、七間四面の寢殿の南面に御簾の所々破れたる中に何宮など申して御し坐さむに参じて、中門の廊より入りて寢殿の階の間に参りて、言談を給ふ事はこの歌なり」と云々。

と自賛している。

『十訓抄』十ノ五では、この話の後にも経信の自賛が次のように続く。

又自賛して云、「躬恒が家の集に、歌多かる中にも、松を秋風の歌のたけ・しなは、年たけたる胡人の錦の帽子したるが、尺八・琵琶をならし、紫檀の脇息おさへて詩を案じ嘯きて、眺望したるすがたなり。此の人に向ひてあひしらひつべき歌は、我が沖津風の歌にこそあれ」といはれけり。

御三条院の住吉社への臨幸は『栄花物語』「松のしづえ」巻にくわしく、御幸の行程と御製をはじめとした和歌四〇首を掲げている。なお、『栄花物語』で出發が三月三〇日となっているのは誤り。二月二〇日に、陽明門院・聡子内親王、関白教通らを連れて出發。石清水、住吉社、天王寺を参詣し、二七日に帰京している(『本朝文粹』など)。

(伊藤香弥)

一七一 能因法師詠歌して祈雨の事并びに白河關の歌の事

〔本文〕

能因入道、伊與守實綱にともなひて、彼國にくだりたりけるに、夏の始日久くてりて民のなげきあさからざるに、神は和歌にめでさせ給ものなり、こころみよみて三島にたてまつるべきよしを、國司しきりにす、めければ、

天川苗代水にせきくだせあまくだります神ならば神

とよめるを、みてぐらにかきて、社司して申あげたりければ、炎旱の天、俄にくもりわたりて、大なる雨ふりて、かれたる稲葉をしなべてみどりにかへりにけり。忽に天災をやはらぐる事、唐の貞觀の帝の、蝗をのめりける政にもをとらざりけり。能因は、いたれるすきものにてありければ、

都をば霞とともに立しかど秋風ぞふく白川の關

とよめるを、都にありながら、此歌をいだしむ事念なしと思て、人にもしられず久く籠居て、色をくろく日にあたりなして後、「みちのくにのかたへ修行の次によみたり」とぞ披露し侍ける。

〔現代語訳〕

能因入道が、伊予守実綱に同行して、その国（伊予）に下ったのであったが、夏の始めに日が長期間照って（旱となり）民衆の嘆きが深かった時に、神は和歌に感応なさるものである、試みに（和歌を）詠んで三島（の大山祇神社）に奉納したほうがよいということを、国司がしきりに催促したので、

天の川の堰を切つて苗代水として降らせてください、この地に天下りなされた神様でいらっしゃるのならば、三島の神様よ。

と詠んだ（歌）を、御幣に書いて、神官を通じて（神に）申し上げたところ、日照りの天が、俄かに一面曇って、大粒の雨が降って、枯れた稲葉をすべて（もとの）緑に生き返らせた。（能因が）忽ちのうちに天災を鎮めた事は、唐の貞觀の帝が、（蝗害を阻むために）蝗を飲んだという祭祀にも劣らないことである。能因は、たいそうな数奇人であった

のた、

都を春の霞とともに出発したのだが、秋風の吹く季節になってしまった、白川の関に着く頃には。

と(歌を)詠んだのであるが、都にいながら、此の歌を披露する事は本意ではないと思つて、人にも知られないように長い間(家に)引き籠もつて、色を黒く(させるように顔を)日に当てて(その)後、「みちのくの方へ修行(に行つたその)ついでに詠みました」と言いふらした。

〔語釈〕

○能因 俗名橘永愷。法名融因、のち能因と改名。橘入道、古曾部入道とも。永延二年(九八八)生、没年未詳。長門守元僧男。兄肥後守為愷の養子であつたともいわれる。文章生となり肥後進士と号し、藤原長能に和歌を師事した。長和二年(一〇一三)頃出家、摂津の古曾部などに住し奥州・伊予など諸国を旅した。勅撰集には、『後拾遺集』の三一首を始め計六五首が入集。また長元八年(一〇三五)の『賀陽院水園歌合』や、『永承四年内裏歌合』など多くの歌合にも出詠し、『中古三十六歌仙』の一人に数えられている。著作に歌学書『能因歌枕』があり、家集『能因集』、私撰集『玄々集』が現存する。○伊與守實綱 ↓一六六参照。○ともなひて ↓解説参照。○三島 愛媛県今治市大三島町にある大山祇神社のこと。瀬戸内海大三島にあるため、大三島神社ともいう。大山積神を祀る。古来より、海上守護神や農神・武神として上下の崇敬を受けた。平安後期より伊予国一宮と称される。○天川苗代水にせきくだせあまくだります神ならば神 『金葉集』二度本・雑下・六一七。「あまくだり」は、「天下り」と「雨降り」の掛詞。↓解説参照。○唐の貞観の帝 『貞観政要』巻八の第二章に、貞観二年に長安付近で蝗が発生した時、唐の太宗が災禍をわが身に移そうと蝗を呑んだという逸話が載る。○都をば霞とともに立しかど秋風ぞふく白川の關 『後拾遺集』羈旅・五一八。「都を發つ」と「霞が立つ」の掛詞。↓解説参照。

〔解説〕

能因法師を伴つて伊予の国に下つた人物とは、果たして誰であつたのか。『古今著聞集』に記される実綱は、『俊頼髓

「能因法師集」には、「長久二年之夏、有天旱無降雨、扔詠和歌猷靈社、有神感、廻施甘雨一昼夜」と題された「天川」の歌が見えるが、伊予守の名は記されていない。同書にはこの「天川」の三首前に、「長曆四年春いよのくににくだりて」という詞書のある歌が載るので、能因の伊予下向は長曆四年（一〇四〇）の春であったことがわかる。おそらく彼は、そのまま滞在を続け翌長久二年（一〇四一）の夏に「天川」の歌を奉納した。これが事実であれば、『後拾遺集』巻二〇の能因の歌「さかきばにふるしらゆきはきえぬめり神の心はいまやとくらん」の詞書「式部大輔資業伊予守にて侍ける時かのくにのみしまの明神にあづまあそびしてたてまつりけるによめる」に登場する資業こそが、該当者に最も近い人物であろう。

この藤原資業は、前記した実綱の父にあたる。『国司補任』によれば、長曆三年（一〇三九）正月に伊予守に任じられ永承二年（一〇四七）まで在任しているので、能因の下向時期とも合致するのである。能因と資業の関係は、『袋草子』上巻の賀陽院一宮歌合の記述、「高倉一宮歌合に、（中略）右、資業・兼房・家経・範永・能因の五人なり」という一節からも窺い知ることができる。

能因のみちのく下向の虚実は、さまざまな書で取沙汰されているが、例えば『袋草紙』では「武田太夫国行と云ふ者、陸奥に下向の時、白河の関過ぐる日は殊に装束きて、みづびんかくと云々。人間ひて云はく、「何等の故ぞや」。答へて云はく、「古曾部入道の「秋風ぞふく白川の関」とよまれたる所をば、いかでけなりにては過ぎん」と云々。殊勝のことなり。能因、実は奥州には下向せず。この歌を詠まんが為に窃かに籠居して、奥州に下向の由を風聞すと云々。二度

下向の由書けり。一度においては実か。八十島記を書けり」と記している。

『能因法師集』中巻には、「二年の春みちのくににあからさまにくだるとて、しら河の関にやどりて」として「都をば」の一首が載る。同歌の九首前の歌の詞書に、「今万寿元年秋、我等年三十七」とあるので、奥州下向は万寿二年(一〇二五)であったか。また、「なすべきことありてまたみちのくにへくだるに、はるかにかひのしらねのみゆるを見て」という詞書を付した歌も並ぶので、能因が再度のみちのく下向を果たした可能性は高い。

(大江 あい子)

一七二 待賢門院の女房加賀伏柴の秀歌を詠む事

〔本文〕

待賢門院の女房に、加賀といふ歌よみありけり。

かねてより思しことよふし柴のこるばかりなるなげきせんとは

といふ歌を、とし比よみて持たるを、おなじくは、さるべき人にいひちぎりて、わすられたらんによみたらば、集など入たらんおもても優なるべしと思て、いかゞしたりけん、花園のおとゞに申そめてけり。おもひのごとくにやなりにけん、此歌をまいらせたりければ、おとゞいみじくあはれにおぼしけり。さて、かひゞしく千載集に入にけり。世の人ふししばの加賀とぞいひける。能因が振舞に似たりけるにや。

〔現代語訳〕

待賢門院の女房に、加賀という歌人がいた。

前々から覚悟しておりましたよ。柴が樵られて投げ木にされるのと同じように、捨てられて懲り懲りする嘆きをするであろうことは。

という歌を、だいぶ前から詠んで持っていたが、同じことならば、高貴な人と恋仲になり、忘れ去られた時に詠んだな

らば、勅撰集に入る時の評判も優美であろうと思っただろうか、花園大臣と恋仲になった。その後、思っていた通りになった(忘れ去られた)のであろうか、この歌を(大臣に)差し上げたところ、大臣は(その出来映えに)とても感心なされた。そして、その甲斐があつて千載集に入集したのであつた。世間の人は「伏し柴の加賀」と呼んだそうである。能因の振る舞いに似ているであろうか。

〔語釈〕

○待賢門院 藤原璋子。康和三年(一一〇一)生、久安元年(一一四五)崩。大納言藤原公実女。母は但馬守藤原隆方女で、堀河・鳥羽両天皇の乳母である典侍藤原光子。璋子は鳥羽天皇の皇后で、崇徳・後白河天皇の母。○加賀 生没年、出自未詳。平安後期の歌人。待賢門院に仕える。『勅撰作者部類』に「母斎院新肥前」と記されるのみで、他の説話集でも詠歌活動や生涯については詳らかでない。○かねてより思しことよふし柴のこるばかりなるなげきせんとは「ふし柴」は柴の異称。「こる」は「樵る」と「懲る」の、「なげき」は「投げ木」と「嘆き」の掛詞。「ふし柴」「樵る」「投げ木」は縁語。第二句「ことよ」は、『千載集』『今物語』が「ことぞ」、『今鏡』『十訓抄』が「ものを」とする。『千載集』(恋三・七九九)に「花園左大臣につかはしける」の詞書とともに入集している。○花園のおとゞ 源有仁。康和五年(一一〇三)生、久安三年(一一四七)没。後三条天皇の三宮輔仁親王男。母は源師忠女。容貌にすぐれ、和歌・詩文・音楽・書道など才学も豊かで、光源氏のようなだといわれた。『今鏡』『古事談』『発心集』をはじめ諸説話集に多数の逸話がある。○かひぐしく 期待通りに。行為の目的が達成されたさま。○能因が振舞 歌の評判を高めるために、白河の関に実際に行つたと偽つた能因の前話の所業をさす。↓一七一参照。

〔解説〕

一、「加賀といふ歌よみ」について

『千載集』には、「かねてより」の歌は待賢門院加賀の名で入集している。そのため、作者は待賢門院加賀であることが確認できる。しかし、比較的成立が早いと思われる『今鏡』においては、女房は待賢門院加賀ではなく、土御門斎院

に仕えた中将の御とされている。両者を同一人物とする説もあるが(『古今著聞集』集成)、『千載集』には、待賢門院加賀とは別に、恋五の九三七に土御門齋院中将の歌が入集していることから別人と考えられる。

二、主題と視点

本話は、『今鏡』(御子たち第八「伏し柴」)、『今物語』(二二「伏柴の加賀」)、『十訓抄』(上・十ノ十二)に類話がある。しかし、『今鏡』とその他の説話では主題が異なっている。ちなみに、『今物語』以降の説話はすべてがほぼ同文で、『十訓抄』の話の末尾に「能因がふるまひに似たるによりて次に申す」という文がある程度の相違である。以下、話柄の異なる『今鏡』(御子たち第八「伏し柴」)を掲げる。

ある折は、歌詠む御達まうで通ひけるなかに、本意なかりけるにや、女、

かねてより思ひしものを伏し柴のこるばかりなるなげきせむとは

とてたてまつりたりければ、やがて伏し柴と付け給ひて、折節には、おとづれたてまつりければ、「今宵は伏し柴は音すらむものを」などあるに、すぐさず歌詠みてたてまつりなどして、いたき者として、常に申しかはす女ありけり。土御門の前齋院の御もとに、中将の御とかいひけるものとかや。

『今鏡』は、作者の女房がかねてより別れを予感してはいるものの、あらかじめ歌を発案・保持し、名譽願望を抱いているわけではない。一方、『今物語』以降の説話では、作者の女房がかねてより別れを予感するとともに、歌を発案・保持し、名譽願望を抱いている点に相違がある。

また、『今鏡』は、有仁を中心として話が進められるが、『今物語』以降の説話では、待賢門院加賀が話の中心となっている。『今物語』(講談社学術文庫)解説にあるとおり、『今鏡』においては「主体はあくまでも有仁であり、女は和歌の才を有仁に認められて、和歌の才をもって有仁に仕え、主君有仁を輝かせる女の一人として登場するに過ぎない」が、『今物語』以降の説話においては、視点・主題が大きく変更され、むしろ歌徳説話としての性格を持つようになる。

田淵句美子氏は、「さりぬべき人」へこの歌が送られるという行動について、「上位者と下位者、王と臣、という歌徳

のシステムを意識した行動であつて、上位者の感嘆を得て、更に其の權威を纏つて勅撰集入集という榮譽を目指した行動」であるとする（『今物語』の歌人たち―勅撰集世界の周縁―『大阪国際女子大学紀要』二三号―二、一九九七年二月）。

なお、待賢門院加賀の歌説話とその後の受容については、菅原利晃氏「待賢門院加賀「かねてより」歌説話小考―歌徳の相違と擬作・はらみ句とについて―」（『札幌国語研究』九、二〇〇四年七月）に詳しい。

（金井 由貴子）

一七三 或女石清水に參籠詠歌して神徳を蒙る事

〔本文〕

中比なまめきたる女房ありけり。世中たえ／＼しかりけるが、みめかたちあひぎやうづきたりけるむすめをなんもたりける。十七八ばかりなりければ、これを、いかにもしてめやすきさまならせむと思ける。かなしさのあまりに、八幡へむすめともに、なく／＼まいりて、夜もすがら御前にて、「我身は今はいかにも候なん。此むすめを心やすきさまにてみせさせ給へ」と、ず／＼をすりてうちなき／＼申けるに、此女まいりつくより、母のひぎを枕にして、おきもあがらずねたりければ、暁がたに成て母申やう、「いかばかり思たちて、かなはぬ心にかちよりまいりつるに、かやうに夜もすがら、神もあはれとおぼしめすばかり申たまふべきに、思ふことなげにねたまへる、うたてさよ」と、くどきければ、むすめおどろきて、「かなはぬ心ちにくるしくて」といひて、

身のうさを中／＼なにと石清水おもふ心はくみてしるらむ

とよみたりければ、母もはづかしくなりて、ものもいはずして下向する程に、七條朱雀のへんにて、世中にときめきたまふ雲客かつらよりあそびて歸たまふが、此むすめをとりて車にのせて、やがて北方にして、始終いみじかりけり。大菩薩この歌を納受ありけるにや。

〔現代語訳〕

少し前の頃、美しく艶やかな女房がいた。世に落ちぶれて貧しく暮らしていたが、顔、かたちの愛嬌ある娘を持っていた。十七、八ばかりだったので、(女房は)「これを、どうにかして将来安心できる身分にしてやりたい」と思うのだった。いとしさのあまりに、石清水八幡宮に(女房は)娘とともに、泣きながら参詣して、そして一晩中神の御前で、「私の身は今ではどうなつても構いません。この娘を将来安心できる身分にしてお見せください。」と、数珠をすりあわせて、泣きながらお祈り申したのに、この娘は到着するや、母の膝を枕にして、起き上がりもせず寝てしまったので、夜明けになって母が言うには、「どれほど固い決心をして、どうにも願いが成就しないと知りつつ徒歩で参詣したというのに、このように一晩中、神も殊勝だと思いいなるほどお願い申し上げるべきなのに、思うことも無さそうにお休みになる、情けなさよ」と愚痴をこぼすと、娘は目を覚まして、「願いが成就しない気持ちが悪しくて」と言つて、

なまじつかにこの身のつらさを何とも言うまい。石清水の神は、清水の水を汲み上げるように、私のこの切ない思いを汲んで下さるだろう。

と詠んだので、母も恥ずかしくなつて、ものも言わないで帰っている時、七条大路と朱雀大路とが交差するあたりで、時運にあつて世に出ている殿上人が桂で遊んでお帰りになつてるところだったが、この娘をとらえて車に乗せて帰つて、そのまま正妻にして、かわることなくいつくしんだ。八幡大菩薩はこの歌を聞き入れてくださったのだろうか。

〔語釈〕

○女房 類話『三国伝記』では、「槐門の後室」とあり、大臣の未亡人として登場する。○世中たえなく 生活がとぎれとぎれの状態で、貧しい暮らしである。○めやすきさま 将来に不安がないような身分。よい男性と結婚できることを指す。○八幡 石清水八幡神社を指す。京都府八幡市、男山山頂の神社。祭神は応神天皇、神功皇后、比売大神である。行教法師の奏請によつて、貞観二年(八六〇)宇佐八幡を勧請した。天元二年(九七九)、円融天皇が初めて行幸し、それにより二十二社の列にも入られた。鎌倉時代では、源氏の氏神として武家に崇敬され、各地に勧請されるようにな

った。王城の南を守る国家鎮護の神として、上下の信仰を集めた。○すず 数珠。○かなはぬ心 不十分な心でどうにも願いが成就しない。○かち 徒歩。神仏への敬虔を表すには、参詣の時、乗り物を使わず、歩いていくことが多い。徒歩の参詣は苦行の一種ともされる。同じ石清水神社の徒歩参詣の話として、『徒然草』第五二段の麓の寺、神社にだけ参詣して帰ってしまった仁和寺の老法師の話がある。○ねたりければ 石清水八幡神社は都から二十キロほど離れた山の頂にある。娘が寝入ったのは、この慣れない徒歩での参詣に疲れたためか。○身のうさの中／＼なにと石清水おもふ心はくみてしるらむ 初句の「を」を『沙石集』『八幡宮巡拝記』は「は」。第四句の「は」を、『十訓抄』は「を」。末句の「くみてしるらむ」は『三国伝記』に「神ぞ知るらん」とある。「いは」は「石清(水)」と「言はじ」の掛詞。「清水」と「汲み」は縁語。○七條朱雀 東西向の七条大路と南北向の朱雀大路の交差する辺。『三国伝記』では「淀橋」(渡河地の大渡の付近か)となる。○雲客 四位以下の殿上人。『十訓抄』に「殿上人」とある。○かつら 桂。京都市西京区桂の地。貴族の別荘が多く、清原元輔、藤原道長らがこの地で別荘を営んだことが知られる。○大菩薩この歌を納受ありけるにや 八幡神の本地を大菩薩とする本地垂迹思想による呼称。『古今著聞集』の第二三段にも、同じ呼称が見える。この話の抄出のもととされる『十訓抄』には、この句がない。『八幡宮巡拝記』の末文に「神明ノ利生ナリケレハ、又ナキ者ニ思ハレテ、アマタノ子トモニウケテ、子孫サカエテ今ニ絶スト也」とある。

〔解説〕

『古今著聞集』の一七三話は、『十訓抄』十ノ十二とはほぼ同文である。この話から『十訓抄』からの三六話と「柿本影供記」からの抄出一話との計三七話の抄出が続く。同話は、『沙石集』巻五末ノ二、『三国伝記』巻九第三十、『八幡宮巡拝記』第五一段にある。

この説話は貧しい娘が高貴な男性に見初められて幸福になる貧女致富譚の一つである。また、鎮護国家の神であった石清水八幡神が個人的な祈願にも応じることを示す靈験譚でもある。石清水八幡の靈験譚として有名なこの説話は、『八幡宮巡拝記』に収められることによって、八幡神道の成立に関わると考えられる。さらに、歌によって強運を切り開い

た女の物語として、歌徳説話とされる。渡部泰明氏は、清水の縁語「汲み」を使用して、上下句をつける二段構えの構造において、この説話の娘の歌と、『梁塵秘抄』にも載る増基の歌「ここにしもわきて出でける石清水神の心を汲みて知らばや」(『後拾遺集』神祇の一七四「八幡にもうでてよみ侍ける」)との歌の構造の類似性を指摘し、「娘の歌は、謡いもののごとき流麗さを獲得している」と説いている。渡部泰明「歌徳説話の和歌」(『説話の界域』笠間書院、二〇〇六年) 参照。

(蔡 雅如)

一七四 和泉式部貴布禰社に詣でて詠歌の事

〔本文〕

和泉式部おとこのかれ／＼に成ける比、貴布禰にまうでたるに、螢のとぶをみて、

物思へば澤のほたるも我身よりあくがれ出る玉かとぞみる

とよめりければ、御社のうちに忍たる御聲にて、

おく山にたがりておつる瀧つ瀬の玉ちるばかりものな思そ

其しるしありけるとぞ。

〔現代語訳〕

和泉式部が男の訪れがとだえがちになったころ、貴船神社に参詣したところ、螢が飛ぶのを見て、

物思いにふけっていると、沢のあたりを飛んでいる螢も、私の身よりさまよい出た(私の)魂なのではないかと思

つてしまいます。

と詠んだところ、御社の中から密やかなお声で、

奥山に激しく流れて落ちる急流(のしぶき)が玉と散るように、魂が(碎け)散ってしまうほど物思いをするのは

やめなさい。

とその（和泉式部の歌に対する貴船の神の）靈験があったということである。

〔語釈〕

○和泉式部 生没年未詳。父は大江雅致、母は平保衡女。和泉守橘道貞と結婚、小式部内侍を産む。夫と別居後、冷泉院の皇子である為尊親王、敦道親王の寵愛をうけるがともに死別。その後、藤原道長の娘である中宮彰子の女房として出仕し、藤原保昌と再婚する。平安中期女流歌人として著名。○おとこ 『無名草子』には「保昌に忘れられて」、「古本説話集」『無名草子』『世継物語』にも「保昌に」とある。藤原保昌は、天徳二年（九五八）生、長元九年（一〇三六）没。父は右京大夫藤原致忠、母は醍醐天皇の皇子源元明女。備前・大和・丹後・摂津等の国守を歴任、右馬頭にいたる。藤原道長・頼通に家司として仕えた。和泉式部の最後の夫。○かれぐに 人の行き来や、手紙、歌のやりとりが途絶えがちであるさま。多く男女の仲が疎遠になることについていう。○貴布禰 京都市左京区鞍馬貴船町の貴船山の中腹にある神社。水の神である閻羅神・高麗神をまつる。古来、祈雨・止雨の神として崇拜された。○物思へば澤のほたるも我身よりあくがれ出る玉かとぞみる 「たま」は「玉」と「魂」の掛詞。「あくがれ」は、本来居るはずの所から離れ、ふらふらとさまよい出る意で、当該歌のように、「歩く」「出づ」「行く」などの動詞を下に伴った複合動詞として用いられることも多い。古代人は、物思いにふけると魂が肉体から抜け出ると考えていた。なお、『俊頼髓脳』は「あくがれ出る」を「あくがれにける」とし、『後拾遺集』には諸本により両者がある。なお、『後拾遺集』（神祇・一一六四）には、「男に忘れられて侍ける頃、貴船にまいりて、御手洗川に蜚の飛び侍けるを見て詠める」との詞書が付されている。○おく山にたぎりておつる瀧つ瀬の玉ちるばかりものな思そ 『俊頼髓脳』『古本説話集』『袋草紙』『無名草子』は、第三句を「滝つせに」とする。第三句までが「玉」にかかる序詞。『後拾遺集』（神祇・一一六五）の左注には、「この歌は貴船の明神の御返しなり、男の声にて和泉式部が耳に聞えけるとなむいひ伝えたる」とある。

〔解説〕

本話は、『俊頼髓脳』『袋草紙』（上）、『無名草子』（女の論）、『十訓抄』（上・十ノ一三）、『沙石集』（五末）などに類話がある。『古今著聞集』や『十訓抄』では、男の名は明らかにされていないが、『無名草子』をはじめとする説話では男を保昌とする。河村全二氏は、式部にとつて最後の男性であった保昌に忘れられての出来事だとすると、和泉式部晩年のこととなりいっそう哀切であるとする（『十訓抄全注釈』新典社、一九九四年）。

一方、「物思えば」の歌について藤本一恵氏は、「現存の家集にはない。宸翰本には収めるが、後世の編纂であるので、作者については一考を要するが、撰者の手には式部の歌として伝承されていたのであろう」と指摘する（『後拾遺和歌集全釈』下巻、風間書房、一九九三年）。

なお、『古今著聞集』と『十訓抄』では、貴船の神の歌のあとに「其しるしありけるとぞ」との一文が付され、歌徳説話、貴船利生譚となっている。

（金井 由貴子）

一七五 小式部内侍歌に依りて病癒ゆる事

〔本文〕

同式部がむすめ、小式部内侍この世ならずわづらひけり。限になりて、人のかほなども見しらぬ程に成てふしたりければ、和泉式部かたはらにそひめて、ひたいをおさへて泣けるに、目をはつかに見あげて、母が顔をつくぐとみて、いきのしたに、

いかにせむ行べきかたもおもほえず親にさきだつみちをしらねば

と、よはりはてたるこゑにていひければ、天井のうへにあくびさしてやあらんとおぼゆるこゑにて、「あらあはれ」といひてけり。さて身のあた、かさもさめて、よろしくなりてけり。

〔現代語訳〕

和泉式部の娘、小式部内侍が大変重い病気になった。臨終間際になって、人の顔なども見分けられないほどになって横たわっていたので、和泉式部はそばに付き添って、額を押さえて泣いていたところ、(小式部内侍は)目をわずかに(開けて)見上げて、母の顔をじっと見て、虫の息で、

どうしたらいいのでしょうか。親に先立って行く死出の道を知らないのです、行くべき方向も、生きる術もわかりません。

と、弱り果てた声で詠んだところ、天井の上であくびをかみころしたかと思われる奇妙な声がして、「ああ、かわいそうに」と言った。すると身体の熱も下がり、具合が良くなってしまったということである。

〔語釈〕

○同式部 和泉式部。↓一七四参照。○小式部内侍 生年未詳、万寿二年(一〇二五)没。父は橘道貞、母は和泉式部。母とともに中宮彰子に仕える。宮中の歌合の歌人に選ばれた際に、藤原定頼から母の元に代作を頼む使いをやったかと皮肉られ、即座に「大江山」の歌を詠んでやりこめた逸話は著名。『無名草子』『十訓抄』『古今著聞集』などに、数々の説話が残っている。○この世ならず ほとんど死ぬほどであるの意。○限になりて 人生の限界。臨終間際。○いかにせむ行べきかたもおもほえず親にさきだつみちをしらねば 「いく」は「行く」と「生く」の、「さきだつ」は「先に歩いて行く」意と「先に死ぬ」意の掛詞。

〔解説〕

本話は、『十訓抄』(上・十ノ一四)、『無名草子』(女の論)、『沙石集』(五末)などに類話がある。歌人としての小式部内侍を考えると、彼女が確実に詠んだとされる勅撰集歌は四首しかなく、また、家集なども残されていない。一方で、小式部内侍の死に際し和泉式部が詠んだ多くの哀傷歌の存在はよく知られるところである。これらに関連して、鈴木一雄氏は、「歌人小式部像の成長増益は、母和泉式部の哀傷歌があつてはじめて成り立ったに違いない」と指摘する(和

泉式部と小式部内侍」『国文学解釈と鑑賞』五一（一一）、一九八六年十一月）。

また、仁平道明氏は、この指摘をふまえたうえで、本説話の「いかにせむ」の歌は、和泉式部が詠んだ小式部内侍哀傷歌に应えて生まれたものにほかならないとし、「あらあはれ」の声も和泉式部の歌に向けて発せられたものであると論じている（「娘小式部内侍への愛と哀傷」『国文学解釈と鑑賞』六〇（八）、一九九五年八月）。小式部内侍は母をしのぐほどの歌人ではなかったが、母和泉式部の哀傷歌の存在があつたがゆえに、それに応えるかのごとく、後世、詠歌に纏わる数々の説話が生み出され、伝承されていったのだろう。

（金井 由貴子）

一七六 大江擧周赤染衛門の歌に依りて病癒ゆる事

〔本文〕

江擧周、和泉の任さりてのち、病をもちりけり。住よしの御たゝりのよしをきゝて、母赤染衛門、大隅守赤染時用女、或順女云々。

かはらむといのる命はおしからでさてもわかれんことぞかなしき
とよみて、みてぐらにかきて彼社にたてまつりたりければ、その夜夢に、白髪のお翁ありて、この幣をとるとみて病いへぬ。

〔現代語訳〕

（大）江擧周が、和泉守の任務を辞した後、病が重くなつた。住吉明神の御崇りのせいであると聞いて、母の赤染衛門が、（赤染衛門は）大隅守赤染時用の女、或いは（源）順の女と云う。

（わが子に）代わりたいたと祈る（自分の）命は惜しくないが、それでもやはり（身代わりに死ぬことによつてわが子と）別れてしまうことが悲しい。

と詠んで、御幣に書いて彼の（住吉の）社に奉納したところ、その夜夢に、白髪の翁が現れて、この御幣を取るのを見て（挙周の）病が癒えた。

〔語釈〕

○大江擧周 生年未詳。永承元年（一〇四六）没。匡衡男。母は赤染衛門。長保三年（一〇〇一）対策に及第。寛弘三年（一〇〇六）式部丞、藏人となり、敦成親王家家司、東宮學士を経て、和泉守に。『国司補任』によれば、寛仁三年（一〇一九）から治安三年（一〇二三）にかけて補任。後、文章博士、三河守、木工頭、丹波守等を経て正四位下式部権大輔に至る。孫である大江匡房の『続本朝往生伝』には、挙周の臨終の言として「二代帝師。可レ謂レ無二遺恨一云云」とあり、長保二年の小二条院敦親親王の読書始では尚復役を勤め、寛弘五年の敦成親王（後一条天皇）御湯殿読書の儀では読書博士として、『史記』を読んでいる（『権記』）。また『栄花物語』卷十三に、「今年東宮七つにならせたまふ。長和三年といふに、御書始めの事あり。学士には、大江匡衡が子の一条院の御時の藏人仕うまつりし挙周をぞなさせたまへる」と記されるように、東宮である敦成親王の侍読役を任命された。○赤染衛門 生没年未詳。天徳年間（九五七〜九六一）の生まれか。赤染時用女。『袋草紙』上巻には、「赤染は赤染時用が女なり。右衛門志・尉等を歴るによりて、赤染衛門と号す。実は兼盛の女なりと云々。かの母に離別の後、女子有りと称す。これを尋ね取らんと欲するの処、母惜しみて然らざるの由を称す。相論の間、適檢非違使たりし時用沙汰するの間にして、かの母密通して相ひ住むの間、いよいよ兼盛の子に非ざるの由を称し、深く時用と称すと云々」とある。天延年間（九七三〜九七六）に大江匡衡と結婚。同時期、藤原道長の妻倫子に仕えた。『紫式部日記』で、「丹波の守の北の方をば、宮殿などのわたりには、匡衡衛門とぞいひ侍る。ことにやんごとなきほどならねど、まことにゆゑゆゑしく、歌よみとて、よろづのことにつけて詠みちらさねど、聞こえたるかぎりには、はかなきをりふしのことも、それこそはづかしき口つきに侍れ」と評されているように和歌に優れ、歌壇で重用された。家集に『赤染衛門集』があり、『栄花物語』前編の作者ともいわれる。『拾遺集』一首、『後拾遺集』三二首以下勅撰集におよそ九三首が入集している。中古三十六歌仙の一人。○和泉の任さりてのち病をもち

けり ↓解説参照。○住よし ↓一六五参照。○御たゝり 住吉の神の崇りに関する逸話として『土佐日記』には、住吉の辺りで急に海が荒れて舟が進まず、船頭が「この住吉の明神は、例の神ぞかし。欲しき物ぞおはすらん」と促すので鏡を海に奉げたという記述があり、作者は「住の江、忘れ草、岸の姫松などいふ神にはあらずかし。目もうつら、鏡に神の心をこそは見つれ」と感想を述べている。○かはらむといのる命はおしからでさてもわかれんことぞかなしき
↓解説参照。○白髪のお翁 住吉明神が翁に示現する例は、一六五にも記される。

〔解説〕

同話に関連すると考えられる歌が、『赤染衛門集』に三首(五四一・五四二・五四三)見られる。

挙周がいづみはててのぼるままに、いとおもうわづらひしに、すみよしのしたまふと人のいひしが、みてぐら
たてまつられしにかきつけし

たのみては久しくありぬ住吉のまづこのたびはしるしなんみせてよ

千世へよとまだみどりこに有りしよりただすみよしのまつをいのりき

かはらむといのる命はをしからで別るとおもはん程ぞかなしき

たてまつりての夜、人のゆめに、ひげいとしろきおきな、このみてぐらをみながらとるとみておこたりにき
同歌は『玄奘集』(一三九)には「たかちかがわづらひけるに」として、次のように載る。

かはらんとおもふいのちはをしからでわかれむほどぞかなしかりける

『今昔物語集』巻二四「大江匡衡妻赤染、讀和歌語第五十一」にも、以下の逸話が記されている。

其国二下ケルニ、母ノ赤染ヲモ具シテ行タリケルニ、挙周不思議、身ニ病ヲ受テ、

日來煩ケルニ、重ク成ニケレバ、母ノ赤染嘆キ悲テ、思ヒ遣ル方无ケリケレバ、住吉明神ニ御幣ヲ令奉テ、

挙周ガ病ヲ祈リケルニ、其ノ御幣ノ串ニ書付テ奉タリケル、

カハラムトラモフ命ハオシカラデ サテモワカレムホドゾカナシキト。其ノ夜遂ニ癒ニケリ。

また『詞花集』(雑下・三六二)には、詞書を「大江拳周朝臣おもくわづらひてかぎりにみえ侍りければよめる」として同歌が見える。

『袋草紙』「赤染衛門」の項には、三首の歌とともに以下の一文が記される。

代らんとおもふ命はをしからでさても別れんことぞかなしき

たのみては久しくなりぬ住吉のまつこのたびのしるしみせなん

千代せよとまだみどりごにありしよりただ住吉の松をいのりき

これは、江拳周和泉の任を去りての後、重病に悩みて住吉の御崇有るの由なり。仍りてかの社に奉幣の時、三本の幣におのおの書く所の歌なり。その時、人の夢に、白髪翁社中より出で来てこの幣を取りて入り了んぬ。その後、病平癒すと云々。

『古本説話集』「赤染衛門事」にも、次の一文が見える。

和泉へ下る道にて、拳周、例ならず大事にて、限りになりたりければ、

代はらむと思ふ命は惜しからでさても別れむほどぞ悲しき

頼みては久しく成ぬ住吉のまつこのたびのしるしみせなむ

と書きて、住吉に参らせたりけるまゝに、拳周、心地さはくどと止みにけり。その後、めでたき事に、世に言ひの、しりけり。

(大江 あい子)

